目黒区都市計画マスタープラン改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1　パブリックコメントの概要について

目黒区都市計画マスタープランの策定にあたり、令和5年1月12日から2月13日まで目黒区都市計画マスタープラン改定素案に対するご意見を募集しました。これは、平成21年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。なお、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

2　意見募集期間　　令和5年1月12日　から　2月13日　まで

3　周知方法　（1）掲載場所　　めぐろ区報（令和４年12月15日号）、ホームページ、Twitter、LINE、YouTube

（2）配布・閲覧場所　目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー、6階都市計画課、地区サービス事務所、住区センター、区立図書館

（3）説明会　　地区別オープンハウス型説明会（令和5年1月18 日～27 日）　※日程は下表のとおり

※【参考】オープンハウス型説明会日程

実施月日	時間	地区別	会場	来場者数
1月18日（水）	17:00～19:00	南部	目黒本町社会教育館	2
1 月 20日（金）	17:00～19:00	中央	中央町社会教育館	6
1 月 22 日（日）	13:00～16:00	東部	目黒区総合庁舎	14
1 月 24 日（火）	17:00～19:00	北部	東山住区センター	1
1 月 27 日（金）	17:00～19:00	西部	緑が丘文化会館	6
計				29

4　意見数等

区分		種　別				計
		書面	FAX	電子	説明会	
個人	（提出者数）	（7）	（1）	（7）	（8）	（23）
	意見数	42	1	15	27	85
団体	（提出者数）	（1）	（0）	（8）	（1）	（10）
	意見数	3	0	40	3	46
議会	（提出者数）	（3）	（0）	（0）	（1）	（4）
	意見数	23	0	0	3	26
計	（提出者数）	（11）	（1）	（15）	（10）	（37）
	意見数	68	1	55	33	157

5　対応区分別件数

番号	内　容	計
1	ご意見の趣旨を踏まえて目黒区都市計画マスタープラン改定案に反映します。	3
2	ご意見の趣旨は目黒区都市計画マスタープラン改定素案で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	48
3	ご意見の趣旨は目黒区都市計画マスタープランには取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	73
4	ご意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	12
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	9
6	ご意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	2
7	その他	10
合　計		157

6　項目別件数

項　目	計
目黒区都市計画マスタープラン全体	34
第１　目黒区都市計画マスタープランの概要	0
第2　まちづくりに関わる目黒区の概況	1
第3　目指す将来像	9
第4　分野別まちづくりの方針	44
1　市街地整備・土地利用の方針	5
2　道路・交通の方針	4
3　防災・防犯・復興まちづくりの方針	12
4　公共施設等の方針	1
5　地域産業まちづくりの方針	1
6　みどりと水のまちづくりの方針	9
7　景観まちづくりの方針	3
8　環境まちづくりの方針	9

項　目	計
第5　分野横断的に取り組むべき施策	5
第6　地区別構想	26
全体	9
1　北部地区	2
2　東部地区	1
3　中央地区	1
4　南部地区	2
5　西部地区	11
第7　実現化の方策	8
その他	35

7　目黒区都市計画マスタープラン改定素案に対する意見内容と検討結果

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
1	個人	書面	計画全体について、内容に夢や具体性やロードマップ・エンドステートがなく、マスタープランとして不十分。目的・目標に具体性がなく平板的過ぎるが、プランには最低限、具体的な目的・目標・タイムラインが必要である。	全体			2	改定素案では、目黒区基本構想に掲げられたまちの将来像の実現に向けて、計画の期間である20年後に目指す都市将来像を掲げています。 ご意見の「夢」にかかる記載は、目指す将来都市像の実現に向けて４つの目指すまちの姿を示しており、20年後の各まちの姿がイメージしやすいイラストを多く用いて表現しているところです。 また、ご意見のタイムラインである目標年次を概ね20年後とする長期の計画であるため、まちづくりの具体的な進め方としては、進捗状況の管理にあたり個々の事業計画の進捗管理を行い、適宜適切に目標値の達成状況や取組の進捗状況を把握して、さらに区民アンケートによる評価の実施など施策の有効性の検証について検討することとし、令和24(2042)年度における目標値の達成に向けて戦略的なまちづくりを推進すると明記しています。	都市計画課
2	個人	書面	人口動態では、区の半数が単独世帯であり、かつ賃貸マンション居住の場合であると、地域へのコミットが薄くなり、町会・自治会が成り立たなくなる懸念がある。もっと定住者を区に呼び込み、今いる定住者の目線など、定住者を中心に大切に考えてほしい。	全体			2	ご意見のとおり、分野別の「１　市街地整備・土地利用の方針」に、若者から子育て世帯、高齢者まで多様な世代の区民がいつまでも住み続けられる・住み続けたいと思う住環境整備に向けた土地利用を誘導し、定住人口の確保と幅広い世代から選ばれるまちを目指すとの施策を掲げています。 今後の具体的な計画や取組については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、地域における街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	都市計画課
3	個人	書面	計画全体について、水害対策は大いに速やかに行ってほしい。目に見えない地盤も水の影響があり、西部地区の呑川沿いでは地盤がかなり弱く、地下水も出ている。そのような地盤の上に３階建ての鉄筋マンションが建つことで、近隣住民は地盤沈下の懸念にさらされているが、地盤に対する観点が全く入っていない都市計画（改定素案）は、そもそも脆弱である。	全体			3	水害対策は今後も重要であると捉えており、東京都と連携し引き続き各種対策を進めていきます。 建築行為については、建築確認申請の審査の中で、計画敷地の地盤に応じた設計がなされているか確認しています。個々の建築計画に関する方針を都市計画マスタープランで取り扱うことは困難であると考えています。	都市計画課 建築課
4	個人	説明会	本文に「生かす」という表現を多用しているが、「活かす」の方が合うように感じる。 「活用する」という表現が一般的に用いられていると感じるし、「生きる」は人が生きるといった意味で用いるイメージがある。民間として気になった。	全体			3	区の文書には原則として常用漢字を使用することと定めているため、「生かす」としています。 いただいたご意見は参考とします。	都市計画課
5	個人	説明会	この改定素案の作成には業者が入っているか。 区が作成したのか。	全体			7	委託業者と契約しており、改定素案は、付属機関である目黒区都市計画審議会の答申を受けて、区が作成したものです。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
6	個人	説明会	700人を対象にアンケート調査を行ったと記載がある。アンケートの対象は人口動態に合っているか。	全体			2	本区の人口動態については「第２　まちづくりに関わる目黒区の概況」に、令和２(2020)年までは300人台から600人台の増加で推移していましたが、令和３(2021)年には67人の減少に転じているとを記載しています。 区民を対象としたアンケート調査の有効回答数が約700人です。回答者の年齢層については、区の年齢別人口（令和４年10月1日現在）と比較すると、20歳代は回答者15.1％年齢別人口16.1％、30歳代は回答者18.8％年齢別人口18.2％、40歳代は回答者19.2％年齢別人口19.9％、50歳代は回答者16.1％年齢別人口17.1％、60歳代以上は回答者30.1％年齢別人口28.6％となっており、概ね年齢別人口と合っていると考えています。	都市計画課
7	個人	説明会	区外の700人に調査するのであれば区民に対して実施してほしい。調査を行ったときに1世帯住宅の人が多いと記載があるが、一時的に区に住んでいる人たちであり、定住者の意見をもっと聞いてほしい。2年で出ていくかもしれない人の意見よりも定住者の意見の方がはるかに重要であるため、アンケート調査をするならもう少し比重をつけるべき。	全体			4	アンケート調査のあり方について、ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	都市計画課
8	個人	説明会	今回説明会に参加できなかった人が改定素案(印刷したもの)を見る機会はあるか。	全体			7	区の各施設(住区センター・地区サービス事務所・図書館・総合庁舎)で閲覧用を設置しており、持ち帰り用も準備しています。また問い合わせをいただければ、送付する対応も行います。ウェブサイトにもＰＤＦデータを載せています。	都市計画課
9	個人	説明会	ＰＤＦが分割されすぎており、見づらい。	全体			3	区のウェブサイトの仕様上で分割されています。電子書籍も載せており、そちらは一括でみることができます。 印刷した改定素案をお渡しすることも可能です。	都市計画課
10	個人	説明会	説明会欠席者への情報提供をお願いしたかったが、改定素案が近くで受け取ることができる箇所があるのであれば、構わない。	全体			3	「目黒区公式チャンネル めぐろＴＶ」に説明会と同じ動画を掲載しており、現時点で100回ほど視聴されています。気候等により説明会に参加いただくことが難しい方もおり、いくつかの方法を用意し確認できるようにしています。 意見についてもウェブサイトから提出が可能です。	都市計画課
11	団体	電子	目黒区都市計画のインパクトが足りない。総花的で強弱がない。	全体			3	ご意見として伺います。 都市計画マスタープランに定める内容の基本的な考え方は、国土交通省が定めた「都市計画運用指針」に示されており、各自治体はこの運用指針に基づき、区市町村の特性に合わせて作成しているものです。	都市計画課
12	団体	電子	全体にどの自治体でも掲げている内容と変わらない。	全体			3	ご意見として伺います。 都市計画マスタープランに定める内容の基本的な考え方は、国土交通省が定めた「都市計画運用指針」に示されており、各自治体はこの運用指針に基づき、区市町村の特性に合わせて作成しているものです。	都市計画課
13	団体	電子	目黒区の強みと弱みが良く見えない。強みをどう伸ばし、弱みをどう解消して行くのかが明確になっていない。	全体			2	区全域と地区ごとに現況と課題を踏まえて、今後のまちづくりの方針と施策について示しています。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
14	団体	電子	区民の高齢・少子化に都市計画の視点からどう対応して行くのかが、ほとんど計画に織り込まれていない。	全体			3	ご意見として伺います。 都市計画マスタープランに定める内容の基本的な考え方は、国土交通省が定めた「都市計画運用指針」に示されており、各自治体はこの運用指針に基づき、区市町村の特性に合わせて作成しているものです。	都市計画課
15	団体	電子	区内の東京大学、東京工業大学及び東京音楽大学との連携を前面に出し、彼等からの提案と協力を現状の数倍すると言った区内のポテンシャルの有効利用が見えない。	全体			2	教育・研究機関等との連携については、令和4（2022）年3月に策定した目黒区基本計画、及び都市計画マスタープラン改定素案の「第７　実現化の方策」に基本的な考え方を示し、これまでも、多様な主体と連携してまちづくりを推進してきました。 具体的な取組については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに沿って、これまで以上に連携を強化し、区内外の各主体の個性を生かしたまちづくりを推進します。	企画経営課
16	団体	電子	中央区の官・民あげて実施している「まちかど美術館」のような区をあげての文化芸術イベントの計画立案が見えない。	全体			3	ご意見として伺います。 都市計画マスタープランに定める内容の基本的な考え方は、国土交通省が定めた「都市計画運用指針」に示されており、各自治体はこの運用指針に基づき、区市町村の特性に合わせて作成しているものです。具体的な取組については、都市計画マスタープランに沿って推進していきます。	文化・交流課
17	団体	電子	駒場地区の旧二中校舎利用（めぐろ歴史資料館）では歴史を感じられないことから、パーシモン地区に教育を兼ねた目黒区郷土資料館の設置を計画して欲しい。八雲中央図書館との一体化なども経費面で有効であるが、こうした計画が見当たらない。	全体			5	ご意見として伺います。	生涯学習課
18	団体	電子	外国公館の誘致、港区集中からの分散を図る、など目黒区の文化・芸術・国際化の大きな目玉事業とするような計画が見当たらない。	全体			5	ご意見として伺います。　具体的な計画や施策については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、地域における街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	文化・交流課
19	個人	電子	10年及び20年の長期に亘る都市計画マスタープランは、激しい環境変化や技術進歩の中では、先行きどのように変化対応するのかをとてもイメージ難しい。各施策の深堀よりも、理解しやすい基本方針や全体のシナリオ展開が重要と理解している。その意味で、改定素案別紙(概要)は、とても参照しやすい。	全体			3	ご意見のとおり、概要版は、どのような項目が記載されているかわかりやすいようにまとめました。 ご意見の趣旨は、今後の計画策定や事業実施の中で趣旨も踏まえて努力します。	都市計画課
20	個人	電子	第６ 地区別構想では、街づくりの方針が5テーマに限定されて、残りの、４ 公共施設等の方針、７ 景観まちづくりの方針及び８ 環境まちづくりの方針が割愛されています。割愛された3分野は、区全体で、別途検討していくか。	全体			2	ご意見のとおり、「第４　分野別まちづくりの方針」のうち、「４ 公共施設等の方針」、「７ 景観まちづくりの方針」及び「８ 環境まちづくりの方針」については、地区別ではなく区全体で取り組むべきと考えています。	都市計画課
21	個人	電子	都市計画のマスタープランと第6　地区別構想との関連性が不明確です。区各施策には、指標の現在値と目標値がありますが、各5地域の施策には、特に割り当ての指標値はありません。多分　情報公開されていない街づくりに係る制度・計画などの活用で、集中的に地域別必要データ収集により、運営管理をされていると推測しています。	全体			3	ご意見としてお伺いします。 地区別の施策については、地区の特徴に応じて継続的に進めていきたいと考えています。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
22	個人	電子	改定方針のより効果的かつ効率的な街づくりの観点から言えば、「地域横断的に取り組む施策」を考えられないでしょうか? 現在行われている　区公共道路の清掃管理などは、区が集中的運営管理を行い、共助自助である町内会などが、かなりの頻度で清掃している。だから区内道路はいつもきれいと高く評価している。	全体			2	改定素案では、「第６ 地区別構想」北部地区の「イ 道路・交通の方針」の「施策３：歩きやすい・歩きたくなる環境整備」の中で、目黒川沿いにおける居心地が良く歩きたくなる環境整備は東部地区とあわせて行うこととしているなど、地域横断的に取り組む施策を掲げています。 具体的な計画や施策については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	都市計画課
23	個人	電子	都市計画の観点より、都及び隣接の他区との関連性などは、今後ともに大きな追加変更は、ないと考えていいですか。	全体			3	都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき区の基本構想と東京都が策定した都市計画区域マスタープランに即して策定するものとなっており、広域な観点も含めてとりまとめています。	都市計画課
24	個人	電子	多様な人には、今後若い外国人の移住や訪問が多くなってくると考えますが、地域産業街づくりや環境街づくりに、ぜひ外国人を意識したイベントやおもてなし文化により、住みやすい賑わう街づくりを追加検討してほしい。	全体			3	具体的なまちづくりの施策については、基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	文化・交流課
25	団体	電子	都市計画においては、目黒区基本計画に基づき、迅速かつ効率的に行われることを期待いる。 整備を要する事項は多岐にわたり、相当の財政支出を要するものと思われるが、公民連携により都市マネジメント事例を増やし、民間活力を積極的に生かして頂きたい。 また、魅力的なまちづくりやみどりの保全では、緑道の整備は欠かせないと感じているが、現在の緑道の多くは、ガードレールの基礎も傾斜し景観や治安、交通的にも、マイナスイメージの方が感じられ整備は喫緊の課題だと感じている。 豪華に演出されすぎた整備は、整備コストも維持費も掛かるため、シンプルな歩道で良いので、長く維持できる歩行空間の創出を期待する。	全体			2	具体的なまちづくりの施策については、基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	都市計画課
26	個人	書面	各章の方針等の一貫性の無さについて、相互の整合性が取られるはずの方針等の数が変化しているが、改定素案の分かりにくさ解消のためにも、何故なのか説明を求める。 大きく全体は、主要課題5つ→目指すまちの姿4つ／生活拠点と軸が3つ→分野別方針８つ→横断的施策3つ→地区別まちづくり方針5つ→実現方策4つである。各章で方針等の数が異なっており相互の関連に論理性を見出せず、各章の方針等の根拠を辿ることができない。	全体			3	改定素案の各章は、主要「課題」、目指す「姿」、分野別「方針」、分野横断的「施策」、地区別「構想」、実現化「方策」のとおり、全て内容が異なることから、その数に一貫性が必要とは考えておらず、区における行政計画全般について同様と認識しています。 一方、相互の関連が多岐にわたる箇所については、例えば図23「目黒区のまちづくりの現状と主要課題の関係」に、ご意見の主要「課題」とまちづくりの現状との詳細な相関図を掲載しているなど、分かりやすさの観点から必要な工夫に努めています。	都市計画課
27	個人	書面	重要な点は、基本計画の都市政策分野を具現化する、まちづくりの上位計画である本プランの改定を通して、行政の若手担当者が区民の生活や各地区に対する目線を意識しつつ行政課題を明確にし、まちづくりの資源を生かして主務を担い、区民と協働しながら様々な経験を積み、20年後の再改定でその経験を生かすチャンスを得られることである。	全体			3	ご意見の趣旨を踏まえて、都市計画マスタープランの改定を通して若手職員の育成を図っていきます。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
28	個人	書面	今回の改定では、住民意向の反映は「第２ まちづくりに関わる目黒区の概況」の「３ 目黒区のまちに対する区民意識等」にとどまっている。現行計画策定時との最大の差であり、今回は何故住民参加による改定作業をしなかったのか。アンケートでは不十分で、結果として住民不在の計画であり、区は住民参加の意味をそれ程重要とは考えていなかった。	全体			3	区は計画改定にあたり住民参加が重要であると考えています。 そのため、改定にあたっては、令和３（2021）年度には今後、まちづくりにおいて特に求められる施策等について、区民、及び区外居住者（来街者）にアンケート調査を行い、令和４（2022）年8月には、付属機関である都市計画審議会の改定専門部会委員がオンライン出席し、直接に区民から改定のあり方について意見をきく各地区別説明会を5回実施し、同時に区ホームページに説明動画を配信し広く意見募集を行いました。 改定素案は、令和5（2023）年１月に、さらに各地区別説明会を5回実施するなど広く意見募集を行いなど、必要な住民参加について、これまでに可能な限りの工夫を重ねてきました。	都市計画課
29	個人	書面	説明会に出席したが参加者の余りの少なさに唖然とし、またビデオを流すだけに落胆した。区民は明らかに無関心だったが、原因を区はどう考えているか。住民参加に対する区の思いの低さに一因があると思う。	全体			3	計5回の各地区別説明会では、感染症対策の観点から動画による説明を行いました。 動画は、区ホームページにも掲載して説明会と同様に視聴出来るよう工夫し、意見募集期間に計148回の視聴実績があったことから、説明会にお越しになれなかった多くの方々へも改定素案の説明を行えたと考えています。 また、説明会は開催中いつでもご来場いただけて、個別の質問等に丁寧に答えられるオープンハウス方式としました。 そのため、途中からご参加され会場に用意した別モニターで該当地区など必要な部分のみ視聴され、ご意見をいただけた方もいらっしゃるなど、必要な住民参加について可能な限りの工夫を重ねたところです。	都市計画課
30	個人	書面	現行の将来像「子どもの元気が見えるまち」は、少子社会におけるまちづくりに重要な視点を提示しており、改定素案はそのテーマの継続、強化が必要ではないか。 近年、区でも多くの保育所が開設され、小学校の建替え・改修も進められており、一方、生徒数の減少の下、中学校の統廃合が進められているが、都市計画マスタープランにおいて、廃校後の用地に対して貴重な都市施設としての姿を提案すべきである。また、基本計画の際に意見をしたが、小学校の改築の際、児童の計画への参加を通じて、子どもの目による施設づくりを区における公共財のあり方の一つとして提案すべきである。	全体			4	統合後の跡地や跡施設については、周辺の小中学校の施設更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討していきます。 また、学校施設を更新する際には、ワークショップなど、子どもたちが学校づくりに参加できる方法を検討していきます。	学校施設計画課
31	個人	説明会	説明会では「貴方のまちをどうしたいか」という投げかけが動画から感じられなかった。「こちらはこうしたいが、乗ってくれるか」というような語りかけができるチャンスが都市計画マスタープランの改定だと感じている。住んでいる人が何を魅力に感じるかというところで考えてほしい。この内容は改定素案ではなく、たたき台の案だと思った。	全体			3	改定にあたって掲げた目指す将来都市像「多様な人が住まい・憩い・交わり　めぐろらしい「心地よさ」が生まれるまち」が、言わば、区として計画期間の20年後に目黒のまちをどうしたいのかという投げかけであり、この将来都市像の実現に向けて、様々な施策を取りまとめて改定素案で区民にお示しました。 その上で、改定素案に対して広くご意見を伺ったところです。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
32	個人	説明会	コンサルタントをしており20年くらい前に他区の都市計画マスタープランを手伝ったことがある。住民参加に関わり1年のうち100日以上歩きまわった中で、住民目線で物事を見えるようになった。 例えばお祭りはコミュニティの中心拠点であり、子どもの時から拠り所にしている場所に、改定素案は取り組むことができないのか。 阪神淡路大震災の時に、神社の鳥居が壊れてしまい炊き出しをできなかったが、関東大震災の拠点の1つは神社だった。その理由はそこに行けば昔の人に会うことができたからである。この可能性・ポテンシャルを救うものは都市計画マスタープランあたりでないとできないのではないか。	全体			2	改定素案では「第７ 実現化の方策」に、まちづくりの方向性等を実現化するための方策の一つとして「公民連携による都市マネジメントの推進」を示し、地域コミュニティの活性化を目的とした目黒川船入場における公共空間等の活用事例を紹介しています。 今後も、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、公民連携により、地域に憩い、集い、交流できる居心地の良い場の創出などに取り組みます。	都市計画課
33	議会	書面	目黒区全域に芸術文化を感じられる街づくりに尽力されたい。	全体			3	区では、令和4（2022）年3月に策定した目黒区基本計画に基づき、芸術文化の香りあふれるまちづくりを目指して様々な取組を進めていきます。 今回の都市計画マスタープラン改定素案においては、今後のまちづくりにおける主要課題に文化を含めた様々な都市機能の再編と集積の促進を挙げています。また、将来都市像の実現に向けた目指すまちの姿４「めぐろならではのカルチャーやビジネスが生まれるまち」に、文化的な活動がしやすいまちなかの環境の整備などを目指すとしています。 そのため、今後の具体的な計画や施策については、基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、適宜、柔軟に取り組んでいきます。	文化・交流課 都市計画課
34	議会	書面	現在、住居系用途地域内には、昭和30年から40年代初頭にかけて創業した事務所あるいは倉庫等の建築物が存在している。企業側は老朽化した建築物の建て替えを実施したいが、現在は、用途地域における建築物の用途制限により、同じ用途あるいは同規模の建て替えが困難となっている。そうなると商業地域や準工業地域などの土地を新たに取得し、移転建て替えしか道はないと言ない。 しかし、区内で新たに用地取得しようにも適地や価格が高く困難である。長年にわたりに企業活動し、納税を行っている優良企業が他自治体に移転することは本区にとっても大きな損失と考える。そうした地元企業の建て替え問題を区は課題と捉えていないのか。また、何らかの解決に向けた緩和策や支援策を講ずるべきと考えるが、見解を伺う。	全体			2	昭和30（1955）年から40年代初頭にかけて建てられた事務所や倉庫等が、現在の用途地域では建て替えできない背景として、当時の旧都市計画法に基づく用途地域は「住居地域」、「商業地域」、「準工業地域」しかなく、「住居地域」内でも小規模の工場も建築できました。昭和48（1973）年1月22日に告示・施行された、都市計画法に定められた用途地域では、第一種・二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域に細分化されています。その際に既存不適格建築物（法令の改正により基準に合わなくなった建物）になったと考えられます。 現在、都が定めた用途地域変更の考え方では、緩和するためには地区計画と基盤整備（主に道路拡幅）が原則となっています。地域への区の支援策としては、一般的には目黒区地域街づくり条例の活用により住民主体となって地区計画策定に向けた協議会を設立し、公民連携によりまちづくりを進め、一定のルールを定めた地区計画を策定し、都との協議を進めていくことになります。 一方、老朽化した事務所等の建物の建替えについては、区内の事業者が事業を継続していくために、また良好な都市空間の形成において必要と考えておりますが、一方で計画的な市街地を形成するために用途地域に沿った環境整備も必要となります。事業者への支援といたしましては、施設改善等について低利な融資あっせん制度を実施し、区内事業者への支援に努めております。	産業経済・消費生活課 都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
35	個人	電子	今後のまちづくりにおける主要課題と第4 分野別まちづくりの方針 との関連性を、少し明確にして欲しい。 各課題の本質的な原因は何か? なぜ今後求められるのかを関連表で明確にすることで、解決策の各方針や重要性が理解しやすい。	第２ まちづくりに関わる目黒区の概況	7	7	2	区の現状や主要課題を踏まえて目指す将来都市像を掲げ、将来都市像と４つの目指すまちの姿を実現するために分野別方針を示しています。	都市計画課
36	個人	説明会	目指すまちの姿のイラストには様々な人が書かれているが、多様性を意識しているのか。	第３ 目指す将来像	33	39	2	改定素案では、計画期間である20年後に目指す都市将来像を掲げ、その実現に向けた4つの目指すまちの姿を示して将来のまちの姿がイメージしやすいようにイラストを多く用いて表現しています。 その上で「第７ 実現化の方策」に「１ 多様な主体との連携によるまちづくり」を掲げて、今後、目指す将来像の実現に向けたまちづくりを推進するためには、例えば都市の整備や管理運営にあたっては、多様な主体との連携を強化し、共に考え・共に実践するまちづくりの必要性がさらに高まるとしているところです。	都市計画課
37	個人	説明会	目指すまちの姿は間違い探しのようなイラストタッチだと感じた。	第３ 目指す将来像	33	39	4	改定素案では、計画期間である20年後に目指す都市将来像を掲げ、その実現に向けた4つの目指すまちの姿を示して、将来のまちの姿がイメージしやすいようにイラストを多く用いて表現しています。ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	都市計画課
38	団体	電子	広域生活拠点で示している「公共区間」の意味、定義を示すこと。区有施設とは異なるのか。	第３ 目指す将来像 ２ 将来都市構造	38	44	3	公共区間は区道を指しています。具体例として自由が丘駅前では、区道と、区道に接する民間の空地との一体的な利用があります。 区有施設は、公共施設の敷地や公園などを指しています。	都市計画課
39	団体	電子	広域生活拠点で示している「民有地の広場、空地」とはどのような民有地を指すのか。	第３ 目指す将来像 ２ 将来都市構造	38	44	3	民有地の広場、空地とは、市街地再開発事業などに伴い、道路に面して整備する広場や空地を指しています。	都市計画課
40	団体	電子	公共施設は巻末用語集に記載しているが、公益施設は含まれないのか。	第３ 目指す将来像 ２ 将来都市構造	38	44	2	「公共公益施設」については巻末用語集に記載しており、「公共施設」と「公益施設」それぞれ例示しています。	都市計画課
41	個人	書面	図25将来都市構造(P42)は、→図35道路整備の方針図(P67)と対照すると、都市計画道路の計画区間が入っている。実現性から20年後の像としては疑問である。	第３ 目指す将来像 ２ 将来都市構造	38	44	3	都、特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線(優先整備路線)を定めた「事業化計画」を過去3回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。 現在は、平成28（2016）年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、計画的かつ効率的に道路ネットワークの形成を目指していきます。	都市計画課 みどり土木政策課
42	議会	書面	広域生活拠点4拠点のうち、3拠点は駅名を冠しているのに、なぜ「大橋一丁目周辺地区」とするのか。 池尻大橋駅は世田谷区との跨っているため、駅名を冠することができないと推察されるが、一般区民がマスタープランを見た時に「大橋一丁目周辺地区」より「池尻大橋駅周辺地区」の方が、わかりやすいのではないか。 また、P42.図25将来都市構造の広域生活拠点の丸囲みを見ても、大橋一丁目だけでなく東山三丁目も範囲に含まれていると思う。見解を伺う。	第３ 目指す将来像 ２ 将来都市構造	38	44	1	これまでは、市街地再開発事業があった大橋一丁目周辺地区を名称としていましたが、市街地再開発事業が完了したことと、区民への分かりやすさの観点から、広域生活拠点の名称を「池尻大橋駅周辺地区」に変更します。	都市計画課 都市整備課 地区整備課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ 素案	ページ 案	対応区分	検討結果（対応策）	所管
43	団体	電子	「区有施設」は、一覧表及び地図上に位置の表示をすること。	第３　目指す将来像　２　将来都市構造 第６　地区別構想	38 111	44 119	3	改定素案では、地区別構想の各地区ごとの整備方針図に主な区有施設の位置を表示しています。 個々の区有施設については、区のまちづくりにかかる場合に、基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、具体的な計画や施策の中で、適宜適切にお示しします。	都市計画課
44	個人	書面	4つの目指すまちの姿から8つの分野別まちづくりの方針が出てくる論理的流れ、両者の関係性が不明である。分野別は現行の行政のテーマであり、それぞれが目指すまちの姿を課題にすると表現した方が分かりやすいのではないか。	第４　分野別まちづくりの方針	43	49	3	改定素案の「第１　目黒区都市計画マスタープランの概要」の「６　都市計画マスタープランの構成」や各章の冒頭で説明しているとおり、目指すまちの姿は、将来都市像の実現に向けて具体的に目指す４つの姿であり、将来のイメージが分かりやすいようにイラストを多用しており、ご意見のように課題と表現する考えはありません。 一方「第４　分野別まちづくりの方針」は、この将来都市像の実現に向けて、まちづくりの8つの施策分野ごとに現状分析し、ここでは主要な課題を記載した上で、具体的な取組を掲げているものです。	都市計画課
45	個人	電子	図25将来都市構造と図29市街地整備の方針図を見比べると、生活創造軸として位置づけられた主要幹線道路について、市街地整備では何も整備方針が示されていない。主要幹線沿いの地域は沿道・沿線一体型のような指定をして積極的に誘導しないと乱雑な環境になると思う。	第４　分野別まちづくりの方針　１　市街地整備・土地利用の方針	46	53	2	図25「将来都市構造」でお示しした生活創造軸の幹線道路は、図29「市街地整備の方針図」の「沿道・沿線一体型」としての位置づけはしていませんが、分野別の「１　市街地整備・土地利用の方針」の「施策１：地域特性に応じた市街地整備」の中で、これまで推進してきた幹線道路の沿道を単位とした市街地整備を継承し、さらに効果が発現するよう長期的に取組を進めることとしています。	都市計画課
46	団体	電子	マスタープランの随所に住宅地に関する記述があり、目黒区の特徴と位置づけているようだが、閑静な住宅街、良好な住宅、落ち着いた住宅、衛生的で良好な住宅環境、低層住宅地の魅力や特性を一層のばす、低層住宅地に広がるみどり、のように多様に表現され、はそのほとんどに具体的な政策が示されていない。	第４　分野別まちづくりの方針　１　市街地整備・土地利用の方針	46	53	2	宅地に関する施策については、分野別の「１　市街地整備・土地利用の方針」の「施策１：地域特性に応じた市街地整備」及び「施策２：市街地特性に応じた合理的な土地利用」において記載しています。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ 素案	ページ 案	対応区分	検討結果（対応策）	所管
47	団体	電子	第４　分野別まちづくりの方針 施策２：市街地 類型に応じた合理的な土地利用（P.56） 【変更案図】 ・図の表現方法として「土地利用の方針図」について、現在の「都市計画マスタープラン（H16.3）」のように抽象的かつ緩やかな境界で表現してほしい。 ＜理由＞ ・P.65の施策2に記されている通り、優先整備路線である補助127号線だけでなく、優先整備路線外である補助46号においても安全面・防災面での課題解決の　ために将来的な土地利用を変えていく必要があると考えます。 ・現在の「土地利用の方針図」と比べて、将来の整備方針が見えにくくなっている印象を受けます。社会経済情勢の急速な変化を見据え、方針図の表現には、より柔軟性を持たせたほうがよいと考えます。 ・特に自由が丘駅周辺では、地元からグランドデザインの提言がなされ、未来ビジョンの策定中であることから、土地利用等の記載は広がりを持たせた表現が望ましいと考えます。	第４　分野別まちづくりの方針　1　市街地整備・土地利用の方針	46	53	3	図30「土地利用の方針図」は、「第２ まちづくりに関わる目黒区の概況」の「２ 社会的状況」の「(6) 都市計画」に記載の用途地域、及び「(7) 土地利用」に記載の土地利用現況、住宅用地等の増減率、用途地域別特化・混合分析に基づき、用途地域を基準に表現しているため、境界は明瞭になっています。 その上で、現在進められているそれぞれの地区における街づくりのエリアを反映させているものですので、表現はこのままとします。 なお、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、各地区内での具体的な計画や施策については、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。 また、改定素案の「第７ 実現化の方策」の「３ まちづくりに関わる制度・計画等の活用」の「（１）都市計画の諸制度の活用」に記載しているとおり、 都市としての持続的な発展に向けて、広域生活拠点や地区生活拠点、生活創造軸、都市活動軸などを中心に、地域特性に応じた新たな価値を見出す都市機能の強化や土地利用の高度化等を効果的かつ効率的に推進できるように、関連する各種都市計画手法を積極的に活用してまいります。	都市計画課 地区整備課
48	団体	電子	第４　分野別まちづくりの方針 施策２：市街地 類型に応じた合理的な土地利用（P.56） 【変更案図】 ・幹線道路沿いの安全で快適な交通環境整備や延焼遮断帯の形成、また駅前開発による将来的な商業発展を考慮し、補助46号線等幹線道路沿いの表現を将来を見据えた表現にしてほしい。 ＜理由＞ ・P.65の施策2に記されている通り、優先整備路線である補助127号線だけでなく、優先整備路線外である補助46号においても安全面・防災面での課題解決のために将来的な土地利用を変えていく必要があると考えます。 ・現在の「土地利用の方針図」と比べて、将来の整備方針が見えにくくなっている印象を受けます。社会経済情勢の急速な変化を見据え、方針図の表現には、より柔軟性を持たせたほうがよいと考えます。 ・特に自由が丘駅周辺では、地元からグランドデザインの提言がなされ、未来ビジョンの策定中であることから、土地利用等の記載は広がりを持たせた表現が望ましいと考えます。	第４　分野別まちづくりの方針　1　市街地整備・土地利用の方針	46	53	1	改定素案では、自由が丘駅周辺地区における補助第46号線、第127号線の幹線道路沿いについては図29「市街地整備の方針図」のとおり沿道・沿線一体型の市街地整備ゾーンに位置付けましたが、一方、図30「土地利用の方針図」、及び図119「西部地区の整備方針図」の同沿線沿いの市街地類型は「一般住宅地」としており、図29との整合性がとれていませんでした。そのため、図30、及び図119の補助第46号線沿線、第127号線沿線の市街地類型を「複合住宅地」に修正します。 なお、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、西部地区内での具体的な計画や施策については、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。 また、改定素案の「第７ 実現化の方策」の「３ まちづくりに関わる制度・計画等の活用」の「（１）都市計画の諸制度の活用」に記載しているとおり、 都市としての持続的な発展に向けて、広域生活拠点や地区生活拠点、生活創造軸、都市活動軸などを中心に、地域特性に応じた新たな価値を見出す都市機能の強化や土地利用の高度化等を効果的かつ効率的に推進できるように、関連する各種都市計画手法を積極的に活用してまいります。	都市計画課 地区整備課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ 素案	ページ 案	対応区分	検討結果（対応策）	所管
49	議会	書面	建築物の絶対高さ制限は、目黒区自身が良好な住環境を確保するために設けたルールである。それは、住宅地を中心とする目黒区にとって、マンションなどの建築にかかわる近隣とのあつれきや紛争を予防し、住環境を守るためにも不可欠であり、住民の要望がたいへん強いものである。また、巨大高層ビル建設は、地域環境の破壊や、大都市への一極集中を加速させ、良好な住宅都市である目黒区の都市のあり方を大きく変容させる。 したがって、絶対高さ制限は、緩和するのではなく、現状の制限を維持した都市計画にするべきである。	第４　分野別まちづくりの方針　１　市街地整備・土地利用の方針	46	53	5	改定素案では、分野別の「１　市街地整備・土地利用の方針」に、区の良好な住環境を確保するため施策として、低層住宅地では閑静な住宅地としての環境を守り育てるための土地利用を誘導すること、一般住宅地では住み良い住宅地を形成するための土地利用を誘導すること等を明記しています。 一方、テレワークの普及に伴い住宅の快適性の向上と多機能化を求める傾向が出てきており、具体的には、マンション共用部の充実や、情報機器に対応するＯＡ床の導入、開放感や快適さを感じられる空間の実現などのためには、高い天井高を確保する必要があります。 「第１　目黒区都市計画マスタープランの概要」の「３　都市計画マスタープランの改定方針」に挙げた 社会経済情勢の変化や最新の政策動向等へ対応するために、改定においては、今後の街づくりを進めるにあたり建物の高さ制限のあり方の見直しに取り組むとしています。	都市計画課
50	個人	書面	午前中の碑文谷公園に居る保育園園児たちは、まちの中を手をつなぎながら歩き、喜び一杯の表情を行きかう人々に投げかけており、まちが安全であることが観察され、都市マスの一つの課題であるウォーカブルシティは、そのような暖かい観察から組み立てられる。 ウォーカブルシティとは何なのか、保育園児が安全なまちであれば誰にとっても安全なまちである。保育園児が歩いているところをみて、幹線道路の沿道で歩かせるものではないということが分かる。 今回の改定素案ではウォーカブルシティの記載箇所は一部しかなかった。今日、区役所から家に帰宅する際に「梅が咲いているかな」など考えながら歩くと、1時間程度かなり遠いところまで歩くことができた。それをつなげるのだということが都市計画マスタープランの中にあると、住民など多様な人が魅力を感じてアクセスしてくれるのではないか。分野別に書いても、区民はこの計画にアクセスしてくれないと思う。つまらない。	第４　分野別まちづくりの方針　２　道路・交通の方針	58	65	2	区は令和元(2019)年８月から国土交通省の「ウォーカブル推進都市」に参画しており、改定素案では、分野別の「２　道路・交通の方針」に「施策４：道路空間の多機能化とオープン化」を掲げて、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出を推進することとしています。その上で、5地区全ての地区別構想の「イ　道路・交通の方針」に施策「歩きやすい・歩きたくなる環境整備」を掲げ、具体的にウォーカブルなまちづくりの推進等を明記しています。 具体的な計画や施策については、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	都市計画課
51	個人	書面	今後20年で、無電柱化、自転車の規制・誘導（ルート、放置、シェア等）は区全域での課題となる。自転車走行環境整備路線図、無電柱化整備路線図を掲載することによって区民の意識を高めるきっかけになると考える。	第４　分野別まちづくりの方針　２　道路・交通の方針	58	65	3	改定素案では、無電柱化の取組については、分野別の「２　道路・交通の方針」に、区は令和２(2020)年８月に「目黒区無電柱化推進計画」を策定し、同計画で区内153路線(路線延長約37km)を整備計画路線として選定したこと、そのうち5路線(路線延長約2.4km)を優先整備路線として選定し、計画的かつ重点的な無電柱化を推進することを記載しています。 自転車走行環境整備の取組についても、同方針に、区が平成30(2018)年3月に策定した「目黒区自転車走行環境整備計画」に基づき、区内の道路整備状況などを踏まえて自転車等の安全な走行環境の整備を推進することを記載しています。 都市計画マスタープランはまちづくりの基本的な方針であり、個々の施策の計画図等は網羅しておりませんが、今後の具体的な計画や取組については、道路・交通の方針に基づき、地域における街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ 素案	ページ 案	対応区分	検討結果（対応策）	所管
52	個人	書面	ウォーカブルシティとは、歩行者を中心としたまちづくりのコンセプト及びその考え方に沿って設計された街のことを指す。国土交通省では「ウォーカブル推進都市」を随時募集中で、現在は281自治体が賛同している。 そこで、区の「みどりの散歩道」と「めぐろウォーキングマップ」の各コースは、区全体を見通して歩行者を見据えていることから、特に地区別構想にウォーカブルシティの歩行環境を支える資源として反映すべきである。 ゆえに、本来「みどりの散歩道」は景観軸ではなく地区別構想に必要な要素のため、上位計画となる図35道路整備の方針図に含める必要がある。	第４ 分野別まちづくりの方針 ２ 道路・交通の方針 ６ みどりと水のまちづくりの方針	58 85	65 92	３	区は、令和元(2019)年８月から国土交通省の「ウォーカブル推進都市」に参画しており、改定素案では、分野別の「２ 道路・交通の方針」に「施策４：道路空間の多機能化とオープン化」を掲げて、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出を推進することとしています。 ご意見の図35「道路整備の方針図」は、「２ 道路・交通の方針」における道路整備に関する施策を目黒区地図に落し込んだものとなります。一方、まちの自然や身近な歴史を感じるみどりにふれることのできるよう設定されたみどりの散歩道は、改定素案では図46「総合的なみどりのネットワーク形成方針図」、図48「景観形成方針図」に位置付けており、快適で魅力的な歩行空間の形成は、各分野、各地区の施策の中で取組を進めます。 なお、めぐろウオーキングマップは、「東京２０２０オリンピック競技大会」開催に向けて、都民の健康づくりの意識醸成のために作成したものです。目黒区では区の施設で冊子を配布している他、東京都ホームページに電子データを掲載して、運動不足の解消や生活習慣病・生活機能低下の予防やストレスの解消に繋げる啓発のために使用しています。	都市整備課 みどり土木政策課 健康推進課
53	団体	電子	賑わい＝歩きたくなる街か。 私は目黒育ちですが、2021年までの30年余りを杉並区荻窪で暮らし、善福寺川のせせらぎ沿いの豊かな緑地帯が日常の散歩道でした。四季折々の桜・銀杏・メタセコイヤ並木と鴨・白鷺はもとよりオオタカ・カワセミまでが隣人で、コロナ禍で定着した家族のテレワークにより、お弁当を携えて昼休みも過ごしました。 商業地の賑わいもそぞろ歩きには大切ですが、動植物が身近にあることこそが真に歩きたくなる街の条件と考えています。目黒には無理な注文であることは重々承知していますが、例えば羅漢寺川プロムナードに雪が谷大塚界隈や日体大周辺のように、暗渠の上に小さなせせらぎがあったら嬉しいです。理想を言えば立野町辺りの千川用水のような規模が欲しいところですが。 「賑わい」をキーワードに新聞を読んでいると、地方都市と首都圏とでは賑わいに求めるものが異なることに気づきました。盛り場も身近な商業地もすぐそばにある目黒区では賑わいに食傷している側面も否めず、喧騒から距離を置くのが散歩の目的、と考えるのは私ばかりではないと思います。	第４ 分野別まちづくりの方針 ２ 道路・交通の方針 ７ 景観まちづくりの方針	58 93	65 100	２	区は令和元(2019)年8月から国土交通省の「ウォーカブル推進都市」に参画しており、改定素案では、分野別の「２ 道路・交通の方針」に「施策４：道路空間の多機能化とオープン化」を掲げて、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出を推進することとしています。 一方、区は、まちの自然や身近な歴史を感じるみどりにふれることのできるよう「みどりの散歩道」を設定しています。改定素案では図46「総合的なみどりのネットワーク形成方針図」、図48「景観形成方針図」に位置付けており、快適で魅力的な歩行空間の形成は、各分野、各地区の施策の中で取組を進めます。	都市計画課 みどり土木政策課
54	個人	書面	「３ 防災・防犯・復興まちづくりの方針」について、防犯灯のみならず、防犯カメラも一律に１００％を目指して設置すべきである。	第４ 分野別まちづくりの方針 ３ 防災・防犯・復興まちづくりの方針	68	75	２	今後も引き続き、町会・自治会、商店会等の地域団体による防犯設備の設置を支援していきます。	生活安全課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ 素案	ページ 案	対応区分	検討結果（対応策）	所管
55	個人	電子	防犯カメラの増設を希望する。	第４　分野別まちづくりの方針　３　防災・防犯・復興まちづくりの方針	68	75	2	今後も引き続き、町会・自治会、商店会等の地域団体による防犯設備の設置を支援していきます。	生活安全課
56	個人	電子	マスタープランに関しての資料と説明に関しては満足している。 防災（天然災害による）、防犯の項目が各所に見られ安心するが、今後の危険事項である北朝鮮のミサイルの危険に対する項目は皆無である。核ではないミサイルに対してでも、アラートが発令された場合、都心は地下鉄や地下道に一時避難できるが、目黒区の場合には区所有の建造物の地下に、避難するような堅固なシェルターはない。新たに建設する区所有の建造物には避難シェルターを整備すべきである。構想の中で考えるべき課題である。	第４　分野別まちづくりの方針　３　防災・防犯・復興まちづくりの方針	68	75	4	東京都は、既存の地下施設などをミサイル攻撃などの一時的な避難施設として指定しています。また、今後も避難施設の確保に努めることとしています。 現在、区有の地下避難施設はありませんが、国や東京都の動向に注視しながら、地上地下にかかわらず避難施設の確保について検討を進めます。	地域防災推進課
57	個人	説明会	帰宅困難者対策としての一時待機避難所（一時滞在施設）は、公表されているものだと5～6箇所しかない。一時待機避難所（一時滞在施設）の施設を増やすことは区が行うことか、東京都が行うことか。	第４　分野別まちづくりの方針　３　防災・防犯・復興まちづくりの方針	68	75	7	一時滞在施設は、区が民間事業者との協定により整備しています。今後も一時滞在施設の拡大に取り組んでいきます。	防災課
58	個人	書面	「３ 防災・防犯・復興まちづくりの方針」について、防災の観点から、隣地間の家と家の壁面後退の検討も必要ではないか。火災になったら危ないと考える。	第４　分野別まちづくりの方針　３　防災・防犯・復興まちづくりの方針	68	75	5	建物間の距離については、民法や建築基準法の定めがあり、区内全域を対象とした規制は難しく、地域特性に応じ地元から要望があれば地区計画の策定などにより、細かい規制・誘導に取り組んでいきます。	都市整備課
59	団体	説明会	ミサイルに対してアラートが発令された場合の避難場所として、地下の利用は当然考えられる。都心ならば地下鉄があり、何かあれば逃げられる。しかし目黒区は逃げられるところがほとんどない。こういった点について区で施設を建てる際などに地下をつくるなど、目黒区は考えているのか。	第４　分野別まちづくりの方針　３　防災・防犯・復興まちづくりの方針	68	75	4	東京都は、既存の地下施設などをミサイル攻撃などの一時的な避難施設として指定しています。また、今後も避難施設の確保に努めることとしています。 現在、区有の地下避難施設はありませんが、国や東京都の動向に注視しながら、地上地下にかかわらず避難施設の確保について検討を進めます。	地域防災推進課
60	個人	書面	刑法犯の分類と目黒区における各件数のこの10年間の経年変化はどうなっているか。 それぞれどのような状況で発生しやすいか。特に自由が丘地区の住宅地ではどのような傾向があるか。	第４　分野別まちづくりの方針　３　防災・防犯・復興まちづくりの方針	68	75	7	区内の犯罪発生件数は、犯罪の種別に関わらず総じて減少傾向にあります。令和４年の発生件数では、最も多いのが自転車盗、次いで万引きとなっており、この傾向も近年では変わりありません。なお、発生した地域を絞り込んでいくと、件数が少なく、傾向をつかむような評価は困難です。	生活安全課
61	個人	書面	住宅地の戸建て住宅や共同住宅などを対象にした各種犯行を抑制する対策は何か。また、それら対策の長所・短所は何か。	第４　分野別まちづくりの方針　３　防災・防犯・復興まちづくりの方針	68	75	7	区では、地域の防犯対策として、生活安全パトロールの巡回や、地域団体等の協力を得ながら見守り活動などを行っています。個別の住宅における防犯対策については、最寄りの警察署にご相談ください。	生活安全課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
62	個人	書面	住宅地の戸建て住宅における道路に面した閉鎖的な塀の設置、また、車庫の中が見えないシャッターの設置は防犯の観点からは利点もあると思われるが、過剰な対応であるとする意見もある。 道路に面した部分にみどりを増やし歩いて楽しくなる道路にするためには、その判断に有益な情報を提供できることが必要であると思うが区は対応を考えているか。	第４　分野別まちづくりの方針　３　防災・防犯・復興まちづくりの方針	68	75	３	区では、みどりづくりに取り組む際のポイントや、ちょっとした工夫によって暮らしを彩るみどりを生み出すアイデアを紹介した「みどりの景観ガイドブック（平成28（2016）年3月）」を作成し、魅力あるみどりの景観づくりを進めています。 また、改定素案では、接道部などの推進し、快適な歩行空間の形成や区を印象付ける沿道景観の形成を図ることとしています。 そのため、今後は地域街づくり条例の活用や地区計画策定過程の中などで、地域においてみどりを創出し良好な街並み形成を図る取組を進めていきたいと考えています。	都市計画課 みどり土木政策課
63	団体	書面	３　防災・防犯・復興まちづくりの方針 P72「 施策１：地震や火災に強いまちづくり」の下段から４行目 建替えた後も引き続き、公共施設（区有施設）は、地域避難所や補完避難所などに指定し、地域の防災活動の拠点とするとされている。 災害はいつ発生するかわからない事から、より明確に安心した設備等を確保している「地域避難所や補完避難所」とする必要があり、その点についても、本計画に盛り込むべきである。安心・安全・信頼のある設備を有する建物更に、エネルギーの選択についても、自律分散型発電を採用するなど、エネルギー（再生可能エネルギー・電気・ガス）の多様化（多角化）により、よりレジリエンスの効いた「地域施設」にし、地域の防災活動の拠点とすることを本計画に盛り込むべき。	第４　分野別まちづくりの方針　３　防災・防犯・復興まちづくりの方針	68	75	３	学校については、改築後も震災時において引き続き前者を地域避難所として指定し、地域の防災活動の拠点としていきます。 また、エネルギーの選択に関しては、現時点では改築において、省エネ化を推進することを計画しています。防災性能の向上については、各施設の改築事業の中で検討していきます。	学校施設計画課
64	団体	電子	災害時はその所有及び機能的所属によらず市民に対応すべく、役割分担・相互の協力体制、連絡方法等を平時より構築しておくこと。	第４　分野別まちづくりの方針　３　防災・防犯・復興まちづくりの方針	68	75	３	災害時の役割分担・相互の協力体制や連絡方法については、可能な団体と協定を締結するなど、平時より構築しております。今後も必要に応じて、協定を結ぶなど、災害時に備えます。	防災課
65	団体	電子	水・電気・排水・情報網などの備えは各々の新規・改修・補修時に相応に設置義務付けをすべき。なお、景観、みどり、駐輪駐車場、ゴミ他各種の条例対応は公共性のあるところすべてを含む。	第４　分野別まちづくりの方針　３　防災・防犯・復興まちづくりの方針	68	75	３	本区では地域防災計画において自助・共助・公助の力で支え合う地震に強いまちづくりを推進しております。 災害時にライフライン（電気・ガス・水道等）が停止することが考えられるため、各家庭で３日分（７日分を目標）の食料、水、生活必需品等の備蓄を呼びかけております。 なお、区では、東京都の被害想定に基づき、避難生活者の３日分の食料と水等を区内の備蓄倉庫に保管しています。	防災課 都市整備課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ 素案	ページ 案	対応区分	検討結果（対応策）	所管
66	団体	電子	今後のまちづくりにおける主要課題や関連ページで、「みどりの量的・質的向上」の問題と、「安全で安心な歩行環境や施設の整備」の問題とが、往々にしてバッティングするということを念頭においた表現が欲しいと思います。 緑化によって見通しが効かなくなることが防犯上不利になることもあるわけで、この点からみどりのあり方が問われるべきかと思います。緑量が多くてもそれ自体としては防犯上あまり問題にならない場所もあるでしょうが、人目が少ない場所での植え方、あるいは樹木の維持管理(適切な剪定)、雑草除去など緑周りへの管理サイド、住民の気配りが、そこに手が入っており人目が届いていることをアピールし、犯罪抑止にもつながることも指摘しておくべきかと思います。 また、狭い歩道に無理に並木や灌木を植えるのも、歩行の邪魔になる場合があり、沿道敷地に豊かな緑があるなら、狭い歩道のみどり環境はそちらに依存するなど、周囲との関係からみどり環境を整理することも重要かと思います。	第４ 分野別まちづくりの方針 ３ 防災・防犯・復興まちづくりの方針 ６ みどりと水のまちづくりの方針	68 85	75 92	2	区では、公園等の維持管理においては、多くの人の目を確保することが犯罪の未然防止に資することから、死角を作らない、外周部は見通し良く開放的にするよう管理しています。なお、改定素案の分野別の「３　防災・防犯・復興まちづくりの方針」においても、道路や公園、駐車・駐輪場等の整備に際して、周りの目が行き届くような視認性の確保に努めるとしています。 また、道路の緑化については「６ みどりと水のまちづくりの方針」に取り上げており、目黒区みどりの条例や道路構造令等に基づき、歩行者等の動線の妨げにならないよう取り組んでいきます。	みどり土木政策課
67	団体	書面	４　公共施設等の方針 P78「施策１：区有施設の複合化と多機能化」の上段１行目から 目黒区区民センターの建替えについては、「区有施設の複合化と多機能を進める」」と謳っており、更に、「区有施設更新の先導的な事業であり、周辺地域の将来像を実現化していくまちづくりの契機にもなるよう計画的かつ着実な事業推進を図る」とも歌っている。 近年、気象変動により頻発化・激甚化する台風や局地的な豪雨等による風水害や首都直下地震等の大規模自然災害の発生のリスクが高まっており、その点についても、十分加味し、本計画に盛り込むべき。 更に、区民に、より解り易く、「区有施設の多様化と多機能化」を理解してもらうためにも、設備等だけの表現だけでとどめることなく、エネルギーの選択に関しても、多重化・多角化を明示し、よりレジリエンスの効いた、価値ある「区有施設更新で、先導的な事業」であることを、本計画に盛り込むことを提案する。	第４ 分野別まちづくりの方針 ４ 公共施設等の方針	74	81	3	新たな目黒区民センターの整備においては、目黒区水害ハザードマップを考慮した施設配置、建物の浸水防止対策等を講じていきます。併せて、下目黒小学校及び区民センター（公園含む）については、建て替えた後も震災時において引き続き前者を地域避難所、後者を補完避難所として指定し、地域の防災活動の拠点としていきます。 また、エネルギーの多様化・多角化については、必要に応じて施設整備を進める中で検討していきます。	資産経営課 防災課 環境保全課
68	団体	電子	例えば、p.178 中央地区の将来都市像の「地域の身近な商店が息づく」という言い方に関連して重要なのは、 チェーン店よりも個人店舗の存続だと思います。個人店舗の育成・活性化支援を抜きにして「地域の身近な商店」とは言い難い。これをどうするか。お考えいただけませんか。	第４ 分野別まちづくりの方針 ５ 地域産業まちづくりの方針	79	86	2	地域の身近な商店が息づき、賑わいのあるまちなみを形成していくためには、個人店舗の集まる商店会が活気づくことが重要であると考えます。今後も商店会の活性化に向けて、商店会加盟店舗の促進と、商店会の行うイベントなどに支援してまいります。	産業経済・消費生活課
69	個人	書面	生産緑地について、ある日突然低層住宅に用途変更されているのは、農地の適切な保全に反するため、住民の声を聞いて用途変更を検討すべきである。	第４ 分野別まちづくりの方針 ６ みどりと水のまちづくりの方針	85	92	5	生産緑地は都市施設として都市計画決定されており、農業用施設以外の転用はできないという制限があり、区は保全に努めています。 しかしながら、生産緑地の指定の解除後には、個々の土地利用は所有者の権利であるため、区として利用制限はできないところです。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ 素案	ページ 案	対応区分	検討結果（対応策）	所管
70	個人	書面	P104　良質な住宅ストックの維持と形成 「一定規模以上の建築時における・・・住宅地にみどりを創出し、・・・」 上記の施策はある程度役立っていると思う。しかし、住宅地において宅地の細分化により増加傾向が見られる一定規模(200㎡)に満たない宅地において、現状のみどりの創出・保全はどのような状況を示しているか、良い方に向いているか、最近10年間の結果を具体的に示したものが提供できないか。このような宅地におけるみどりの減少明らかに見られるならば、区は社会の大きな流れとして容認しているのか、あるいは何らかの対応策を考えているか知りたい。	第４　分野別まちづくりの方針　６　みどりと水のまちづくりの方針	85	92	2	平成26（2014）年度に実施した目黒区みどりの実態調査では、一定規模(200㎡)に満たない宅地において、現状のみどりの状況を示しているデータはございませんでした。 現在、区では、200㎡に満たない宅地の場合でも、開発行為等に該当する場合は緑化の創出を義務化しています。基準以上の大きな樹木を伐採するような場合には、職員が現地で立会い樹木を確認し、保全協議を行っています。ご意見の主旨は、改定素案の分野別の「６ みどりと水のまちづくりの方針」において反映しています。 新たな対応策については、今後予定されているみどりの実態調査等をもとに、その必要性も含め検討していきます。	みどり土木政策課
71	団体	電子	目黒区庁舎は、区民の財産であり重要な区有施設で、水と緑と建築がみごとに融和し、文化的・歴史的にも優れた貴重である。目黒区民としての誇りを、今後も使い続けるための補修やメンテナンスを行うことを示すこと。計画書全体もしかり、第６地区別構想の東部地区には重要な施設・建築である事を特に記述すること。	第４　分野別まちづくりの方針　６　みどりと水のまちづくりの方針	85	92	3	目黒区総合庁舎も含め、いずれの区有施設も区民に安心、安全にご利用いただけるよう、引き続き適切なメンテナンスに努めていきます。	資産経営課 総務課 施設課
72	個人	書面	めぐろの森は地区の核の一つとして重要であるが、みどりの保全軸にが入っている社寺林、屋敷林の保全の方策が無い。教会、生産緑地、市民農園等の民間の緑地や並木道とともに地区の公共財とし「第４ 分野別まちづくりの方針」の「４　公共施設等の方針」に区有施設でない公共財の利活用が地区のまちづくりに繋がるといった視点で位置づけるべきである。	第４　分野別まちづくりの方針　６　みどりと水のまちづくりの方針	85	92	2	「目黒区みどりの基本計画（平成28（2016）年3月）」では、総合的なみどりのネットワークの形成方針として、拠点としての「めぐろの森」とそれらをつなぐ「みどりの軸」を位置づけ、社寺林は保存樹林等として指定し保護を支援するとともに、民有地のみどりにつきましても、一定の基準を満たすものについては、申請に基づき保存樹林等に指定するなど支援しています。 また、改定素案の分野別の「６ みどりと水のまちづくりの方針」においても、緑道、街路樹、社寺林、屋敷林、農地、公共施設のみどり等の保全や創出を推進するとしています。	みどり土木政策課
73	個人	書面	おそらく市街地形成にあって図49景観形成方針図(P98)が最も重要であるが、ここの方針で、図46総合的なみどりのネットワーク形成方針図(P92)にめぐろの森の一つであり豊かな範囲を指していた碑文谷の森について、中央地区の碑文谷公園周辺に限定されてしまっている。しかし、碑文谷公園に加えて碑文谷の森で欠かせないのは、南部地区の雀のお宿、八幡神社、生産緑地、市民農園、円融寺、サレジオ教会、角田の森、長屋門、田向公園の小拠点、それらを繋ぐ桜並木、トチノキの並木、立会川緑道の連携であり、南部地区での位置づけが無くなっている点は見直しを要する。 また、中央地区に住んでいて、朝は円融寺・サレジオ協会(カトリック碑文谷協会)・碑文谷八幡宮・すずめのお宿を通りまちの緑をみて暮らしている。地区別構想のめぐろの森について一番重要な部分と思っているが、碑文谷公園のみ記載があり他に挙げた緑は方針の記載がなく、各地区のまちの緑の記載が金太郎飴のようである。	第４　分野別まちづくりの方針　６　みどりと水のまちづくりの方針	85	92	2	「目黒区みどりの基本計画（平成28（2016）年3月）」では、めぐろの森の一つである碑文谷の森について、「碑文谷公園、清水池公園の樹林や池、すずめのお宿緑地公園の竹林、碑文谷八幡宮の社寺林、農地等、農村の歴史を伝えるみどりを保全する」としています。 また、都市計画マスタープラン改定素案の「６ みどりと水のまちづくりの方針」においても、緑道、街路樹、社寺林、屋敷林、農地、公共施設のみどり等の保全や創出を推進するとしています。 個別のみどりに対する保全や創出の取組は、みどりの基本計画に基づき進めてまいります。	みどり土木政策課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ 素案	ページ 案	対応区分	検討結果（対応策）	所管
74	団体	電子	「６ みどりと水のまちづくり方針」「施策２：みどりの拠点とネットワークの形成」及び「７ 景観まちづくりの方針」「施策1：めぐろらしい良好な都市景観の保全と形成」の両方で「めぐろの森」を核とした展開を行っている。みどりの効用は多様であるため、「みどりの基本計画」及び「景観計画」を的確に連携させ、相乗効果が望める施策実行を期待する。	第４ 分野別まちづくりの方針 ６ みどりと水のまちづくりの方針 ７ 景観まちづくりの方針	85 93	92 100	2	都市計画マスタープランを踏まえ、「目黒区みどりの基本計画（平成28（2016）年3月）」と「目黒区景観計画（平成24年4月〔改定〕）」に基づいた施策を推進していきます。 ご意見の主旨は都市計画マスタープラン改定素案の「第４　分野別まちづくりの方針」の「６　みどりと水のまちづくりの方針」において反映しています。	都市整備課 みどり土木政策課
75	議会	書面	目黒区は、みどりの創出において、緑被率２０%を目標としているが、長期に渡って達成できずにいる。（実績値17.3%）今後、学校の統廃合や区民センターの整備などによる区有施設の再編・縮小、民家の建て替えによって、ますますみどりが減少することが予想される。みどりの保全・創出については、建物の隙間や壁面、屋上緑化だけでは、みどり豊かな住環境とは言えない。みどりの創出は、2050年ゼロカーボンシティ宣言に向けた取組の一環として位置づけ、緑被率の目標を必ず達成させること。そのためのみどりの基本計画など方針を見直すなど、具体策を検討すること。	第４ 分野別まちづくりの方針 ６ みどりと水のまちづくりの方針 ８ 環境まちづくりの方針	85 99	92 106	2	改定素案では、分野別の「６ みどりの水のまちづくり方針」において、みどりの保全や創出、みどりの拠点とネットワーク形成を施策として示しています。緑被率の目標達成に向けた具体策等については、今後予定されている目黒区みどりの実態調査等を踏まえ「目黒区みどりの基本計画（平成28（2016）年3月）」改定に向けて取り組んでいきます。 また「８　環境まちづくりの方針」の「施策１：脱炭素社会の実現に向けた取組」に、気候変動適応策としてみどりのカーテンの取組促進を明記しているなど、みどりの創出については、まちづくりにおける2050年ゼロカーボンシティ宣言に向けた取り組みの一環として位置づけています。	都市計画課 みどり土木政策課
76	個人	書面	景観まちづくりについて、低層住宅地に広幅員道路に面している理由で１０m以上のマンションが許可されるのは、景観と地盤の懸念から中止すべきである。また、駅周辺や幹線道路に面する場所以外の住宅地に１０m以上のマンションは禁止すべきであり、地盤に関する条例制定を求める。	第４ 分野別まちづくりの方針 ７ 景観まちづくりの方針	93	100	5	幹線道路に面している場合には、東京都が定めている用途地域は第一種低層住居専用地域（建物の高さ10mまで）ではないことから、各道路沿いの定めに応じた10mを超える高さが可能となっています。 なお、個々の土地利用は所有者の権利であるため、区として利用制限はできないところです。	都市計画課
77	個人	説明会	住宅から出てくる二酸化炭素が減少しているとのことだが、本編のどこに記載があるか。	第４ 分野別まちづくりの方針 ８ 環境まちづくりの方針	99	106	2	改定素案の分野別の「８ 環境まちづくりの方針」の「（１）現状」に、排出量の変化をみると「家庭」等での減少を主な要因としていることを記載しています。	都市計画課
78	個人	説明会	「二酸化炭素が減少している」とのことだが、どういう事情で減少したのか。	第４ 分野別まちづくりの方針 ８ 環境まちづくりの方針	99	106	7	平成27（2015）年度から平成31（2019）年度にかけての排出量減少の主な要因は、事業所の延べ床面積1㎡当たりのエネルギー消費量や、家庭における世帯あたりのエネルギー消費量が減っていることに起因します。これは、事業所や家庭において、省エネ型の電気設備が積極的に取り入れられたことが背景にあると考えられます。 また、電力消費量にかかる二酸化炭素排出係数が下がっていることも要因となっています。	環境保全課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ 素案	ページ 案	対応区分	検討結果（対応策）	所管
79	団体	書面	８　環境まちづくりの方針　P103「施策１：脱炭素社会の実現に向けた取組」の上段から６行目 目黒区でも、令和４（２０２２）年２月に、令和３２（２０５０）年のゼロカーボンシティ実現を目指すことを表明し、区が率先して脱炭素化に取り組むとともに、区民や事業者、学校をはじめとする多様な主体に対する周知と啓発を積極的に行うなど、意識の醸成と相互理解の中で脱炭素社会の実現に向けた地域づくりを強力に推進していくとしている。 ２月２日には「めぐろパーシモンホール小ホール」にて、「めぐろ　ゼロカーボンシティ　キック・オフ・イベント」が開催され、区長からも力強く、区内の関係者全員でのキックオフであると宣言され、その後、講演会とパネルディスカッションが行われ、区の意気込みが伝わったことと思う。 このページにもエネルギーの多様化（多角化）に関する記述を加えると、さらに、区民・区内事業者・区内関係者にご理解いただけると考え、本計画に盛り込むことを提案する。	第４　分野別まちづくりの方針　８　環境まちづくりの方針	99	106	３	改定素案では、「第１　目黒区都市計画マスタープランの概要」の「３　都市計画マスタープランの改定方針」の中に最新の政策動向等への対応として、区の「2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現」を明記しています。 その上で、分野別の「８　環境まちづくりの方針」には、令和5（2023）年3月に改定された「目黒区環境基本計画」と整合を図った上で、今後のまちづくりにおける脱炭素社会の実現に向けたＣＯ２排出量を削減する視点の施策を掲げています。 なお、エネルギーの多様化（多角化）については、必要に応じて各事業実施の中で検討していきます。	都市計画課 環境保全課
80	議会	書面	脱炭素社会の実現に向けて、都市の再開発や大型開発事業にあたっては、ＣＯ２排出量を削減するという視点が必要である。	第４　分野別まちづくりの方針　８　環境まちづくりの方針	99	106	２	市街地再開発事業等は、都市計画の検討段階において、環境負荷低減に向けた検討を適切に行っています。 なお、改定素案では、「第１　目黒区都市計画マスタープランの概要」の「３　都市計画マスタープランの改定方針」の中に最新の政策動向等への対応として区の「2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現」を明記し、分野別の「８　環境まちづくりの方針」に、今後のまちづくりにおける脱炭素社会の実現に向けたＣＯ２排出量を削減する視点の施策を掲げています。	都市計画課 都市整備課 地区整備課 建築課 環境保全課
81	議会	書面	脱炭素社会の実現に向けて、 公共事業でライフサイクル・アセスメントを実施して、調達、建築、運用、メンテナンスにいたる全過程でＣＯ２排出量を公開すること。	第４　分野別まちづくりの方針　８　環境まちづくりの方針	99	106	４	区内のまちづくりにおけるライフサイクル・アセスメントについては、区と連携した取組である上目黒一丁目地区プロジェクトにおいて、東京音楽大学のまちづくり計画書の目標に、環境負荷の少ない建物を実現する為にＬＣＣＯ２（ライフサイクルＣＯ２の略で、製品の製造から廃棄・再利用まで全ての段階での二酸化炭素（CO2）発生量を評価する手法）削減を目指すこととした事例はあります。 いずれにしましても、分野別の「８　環境まちづくりの方針」に基づき、まちづくりにおける脱炭素社会の実現に向けた施策について、適宜、柔軟に推進していきます。	都市計画課 地区整備課
82	議会	書面	「分野別まちづくりの方針」について 「８　環境まちづくりの方針」について （脱炭素社会の実現に向けて） 市街地再開発事業では、道路の拡幅工事に伴う建築物の解体や建設などで、大きな環境への負荷と、エネルギー消費、CO2の排出がなされる。既存建物の長寿命化を図るなど、環境に配慮した計画にすること。	第４　分野別まちづくりの方針　８　環境まちづくりの方針	99	106	３	市街地再開発事業は、都市の更新が進まず防災性の課題を抱える地区において、敷地を統合し共同建替えすることによって、道路等の整備を進め、地区全体の防災性を向上させる手法であり、都市計画の検討段階において、環境負荷低減に向けた検討を行っています。	地区整備課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
83	議会	書面	「分野別まちづくりの方針」について 「８　環境まちづくりの方針」について （脱炭素社会の実現に向けて） 既存の区有施設の省エネを促進させるために、太陽光パネルの設置のみならず、断熱化を推進すること。	第４　分野別まちづくりの方針　８　環境まちづくりの方針	99	106	3	区有施設の省エネ化については、目黒区地球温暖化対策推進第三次実行計画（めぐろエコ・プランⅢ）において、断熱性能の向上を含めて取組を進めることとしております。ご意見のあった断熱化の推進につきましては、区有施設の省エネ化において取り組んでまいります。	環境保全課
84	議会	書面	「分野別まちづくりの方針」について 「８　環境まちづくりの方針」について （グリーン・リカバリーの視点を盛り込むこと） 経済成長と脱炭素化を同時にすすめるという認識は世界に広がり、コロナで落ち込んだ経済を立て直すにあたって、グリーン・リカバリー（緑の復興）が世界的規模での大きな課題になっている。“コロナ前”に戻る従来型の「経済対策」ではなく、省エネ・再エネの推進を軸にしたグリーン・リカバリーこそすすむべき道であり、長期的な計画である目黒区都市計画マスタープランにもグリーン・リカバリーの視点を盛り込むこと。	第４　分野別まちづくりの方針　８　環境まちづくりの方針	99	106	3	グリーンリカバリーの視点は、区が表明している2050年のゼロカーボンシティの実現を目指す、令和5（2023）年3月に改定された「目黒区環境基本計画」に、世界各国の動向として用語解説とともに記載があることを承知しています。 ご意見の、分野別の「８ 環境まちづくりの方針」は、同計画と整合を図りつつ脱炭素社会の実現に向けたまちづくりの施策を掲げており、取りまとめにあたって、同計画における今後のまちづくりに必要な視点については、個々の記載はせずとも総合的に包含しているところです。	都市計画課
85	個人	電子	歩道橋にエレベーターを設置しバリアフリーにしてほしい。	第５　分野横断的に取り組むべき施策	105	113	6	区内に歩道橋は19箇所設置されており、すべて国又は東京都が管理しています。 そのため、ご意見の趣旨は、国や東京都の関係する機関に伝達します。	都市計画課
86	個人	電子	第５ 分野横断的に取り組むべき施策は、具体的に理解しにくい。例えば、西小山街づくり整備計画改定では、木密整備課が担当して、まず防災まちづくりを重視した開発を行い、その相乗効果で　日常の街づくりに拡大する方針のようです。 このような進め方も、分野横断的に取り組む施策になるのでしょうか?	第５　分野横断的に取り組むべき施策	105	113	3	「第５ 分野横断的に取り組むべき施策」については、福祉のまちづくり、歩行環境整備及び防災のまちづくりを基点に、個々の分野別の方針では包括しきれない施策についてまとめています。 具体的なまちづくりについては、都市計画マスタープランに基づき、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	都市計画課
87	個人	書面	改定素案の特徴として、分野横断的に取り組む施策が盛り込まれたとあるが、施策ではなく、まちづくり推進の際の具体的な姿勢を指しており、従来ともすれば行政組織により細分化されてきた分野別の主務を統合し、横断的にまちづくりに取り組む方針と捉えることが適切である。	第５　分野横断的に取り組むべき施策	105	113	3	「第５ 分野横断的に取り組むべき施策」は、章の冒頭に記載しているとおり、社会経済情勢の変化などによるまちづくりをめぐる様々な課題は、各分野別の取組では十分に対応できない可能性があるため、都市のさらなる魅力や活力の向上などの観点で8つの分野を横断的に取り組むべき施策を示すことで、より実効性の高い取組を推進するとしています。 改定素案では、こうした考え方で、分野別の方針を横断的に取り組むべき施策を示しています。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
88	個人	書面	福祉に関するまちづくりの方針が見えない。例えばスマイルプラザは、日常の福祉活動だけでなく、障害者の避難所としても重要な位置を占める。弱者尊重社会に一歩踏み出すことが重要ではないか。	第５　分野横断的に取り組むべき施策	105	113	2	ご意見の福祉のまちづくりについては、改定にあたり実施した区民アンケート調査の結果では、現状の満足度が低く今後の重要度が高い施策分野の一つに挙がったことから、さらなる満足度の改善が重要と捉えた上で「第５ 分野横断的に取り組むべき施策」に位置付け、「視点１：多様な人々が暮らしやすいまち」と掲げています。 今後のまちづくりにおいては、この施策の説明のとおり、移動しやすい空間・環境整備、憩い・交流の場づくり、人々の日常生活における支援機能の充実等、多様な人々が暮らしやすいまちづくりに関する取組を分野横断的に推進し、「だれもが暮らしやすく優しさと思いやりのあふれるまち　めぐろ」の実現を目指していきます。 また、避難所の機能向上に関しては、分野別の「３ 防災・防犯・復興まちづくりの方針」に、避難所に指定されている公共施設等の建替えや改修にあわせ、多目的広場や防災上必要な設備等の整備を推進することとしており、今後の具体的な計画や施策については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	都市計画課
89	個人	書面	図53分野横断的により組むべき施策（P109)によれば分野別全てに横断的に関連するようだが、この整理がどこに反映されるのか不明である。むしろまちづくりの原点にある考え方なのではないか。すると、ここではなく、マスタープランのまちづくりの理念として分野別まちづくりの前段に入れるべきであろう。 但し、そうすると目指す将来都市像との関連が更に不明確になるので、まちづくりの理念として、独立して掲げる方がよいかもしれない。	第５　分野横断的に取り組むべき施策	105	113	3	「第５ 分野横断的に取り組むべき施策」は、章の冒頭に記載しているとおり、社会経済情勢の変化などによるまちづくりをめぐる様々な課題は、各分野別の取組では十分に対応できない可能性があるため、都市のさらなる魅力や活力の向上などの観点で8つの分野を横断的に取り組むべき施策を示すことで、より実効性の高い取組を推進するとしています。 ご意見の趣旨は目黒区都市計画マスタープラン改定案に取り上げませんが、今後の計画策定や事業実施の中で趣旨も踏まえて努力します。	都市計画課
90	個人	書面	地区別構想が、住民の理解を得、地区整備の方向、地区で保存すべき都市の資源や地区の将来に相応しい計画について、合意すべきところだと思う。いわば計画の肝であり、各構想が具体的なまちづくりを展開する際の根拠となる。重要さの証として本編では半分のページを割いているが、区民説明用の概要版では裏面の一部の記載に過ぎない。せめて各地区の将来都市像は掲載すべきである。 この意味するところは改定に際し住民参加を企画しなかったことに通じ、地区のまちづくりに区民の顔や意思が現れてこない計画と言える。改めるには、再度住民参加を呼び掛け、区民と協働の上で地区別構想の見直しをすべきである。	第６　地区別構想	111	119	3	改定にあたり、ご意見の概要版は新たに取りまとめを検討しています。なお、各地区のまちづくりにおける具体的な計画や施策については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	都市計画課
91	個人	書面	現行の南部地区構想は円融寺や八幡神社の社寺林にまで踏み込んでいるが、改定素案では記載されていないため、後退に見える地区別構想もある。現行との比較において、地区の実態に詳しい住民と協働で評価するなど、改定素案の構想の是非も含めて十分な検証が必要である。	第６　地区別構想	111	119	2	改定素案では、「第６ 地区別構想」の南部地区の「オ みどりと水のまちづくりの方針」の「施策１：みどりの拠点とネットワークの保全・創出・育成」に、立会川緑道及びその周辺では、「みどりの保全軸」として桜並木や社寺林、屋敷林など既存のみどりの保全を図ることとしています。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
92	個人	書面	特に説明を要すると感じた部分は、区全体を対象とした8つの分野別方針と、5つの地区別のまちづくり方針の違いである。区全体対象の分野別で取り上げられた公共施設、景観、環境の三分野が、地区別では方針から外れている。 外された三分野が区全体だけに関係する方針であれば、その旨を説明すべきだが、三分野はいずれも、地区別まちづくりに落とし込める内容であり、区全体と地区別において、同じ方針で将来像を描く必要があるのではないだろうか。	第６　地区別構想	111	119	2	「第６　地区別構想」では、冒頭の説明に記載のとおり、各地区が目指す将来都市像を新たに掲げ、その実現に向けたまちづくりの方針を示しています。具体的には、ご意見のとおり、8つの分野別方針のうち特に各地区の特色を捉えて施策を進めていくべきと考える5つの方針を掲げているところです。	都市計画課
93	個人	書面	日常の生活に密着する地区別まちづくりの基本の一つは、ウォーカブルシティを目指す事であると考える。特にコロナ禍の生活で、その重要性を実感したはずである。この点は住民の視点が必要である。	第６　地区別構想	111	119	2	区は令和元(2019)年8月から国土交通省の「ウォーカブル推進都市」に参画しており、改定素案では、分野別の「２　道路・交通の方針」に「施策４：道路空間の多機能化とオープン化」を掲げて、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出を推進することとしています。その上で、5地区の地区別構想の「イ　道路・交通の方針」に施策「歩きやすい・歩きたくなる環境整備」を掲げ、具体的にウォーカブルなまちづくりの推進等を明記しています。 具体的な計画や施策については、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	都市計画課
94	個人	書面	地区別構想に感動を覚えない。上位の分野別を意識した方針に基づくものだけではなく、それぞれの特性をベースにすべきだろう。区民の都市計画マスタープランに対する認識を高めるには、生活に身近な地区の将来像について、住民の意見を募集し、或いは懇談会などを通じて、住民とともに地区の資源の発見やキャッチフレーズをつくることが必要である。	第６　地区別構想	111	119	2	改定素案では、各地区ごとに現状とこれまでのまちづくりの取組を把握等し、かつ区民アンケートによる各地区の区民意識を分析して、それらに基づく主要な課題を挙げ、新たに地区ごとに目指す将来像を掲げました。 その上で、「第６　地区別構想」に各地区ごとの特色を捉えた施策を取りまとめ、このたび説明会を5地区ごとに開催するなど広く意見募集を行ったところであり、改定にあたり可能な住民参画に努めてきたところです。	都市計画課
95	個人	説明会	都市計画マスタープラン期間内の20年後に西部地区の都市計画道路はできない。それが理解できるか。20年後の計画だが50年かかっても実現しそうにない道路が取り上げられている。現在整備路線として東京都と調整をとっている道路は入れてもよいが、そうでない場合は絶対に実現しない。例えば26号線が何年かかったのか。当初は2010年に完成予定だったが、まだ完成していない。都市計画道路をつくり始めてから25～30年はかかる。構想として計画路線を記載しても、将来構造図がおかしくなる。その部分はどうしたらよいのか書かれていない。そこが違うのではないか。	第６　地区別構想	111	119	3	都、特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線(優先整備路線)を定めた「事業化計画」を過去3回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。 現在は、平成28（2016）年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、計画的かつ効率的に道路ネットワークの形成を目指していきます。 同計画では、西部地区に位置する補助第127号線を優先整備路線に位置付け、一部区間において、令和4（2022）年9月に事業認可を取得、事業に着手しています。	都市計画課 みどり土木政策課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
96	個人	説明会	地区別構想に延焼遮断帯について書いているが、環七通りや目黒通りなどは防災も含めて事業を進めているため、それは地区のまちづくりではなく、防災分野全体の基本のまちづくりである。	第６　地区別構想	111	119	2	改定素案では、区全体にかかる今後のまちづくりにおける主要課題の一つ「安全で安心な暮らしを支える都市機能の向上」に、延焼防止機能や防災機能の強化などの推進の必要性を明記し、同じく区全体にかかる分野別の「１　市街地整備・土地利用の方針」「２　道路・交通の方針」「３　防災・防犯・復興まちづくりの方針」の各施策に、延焼遮断帯の形成等の促進を掲げています。 その上で、「第６　地区別構想」の各地区ごとの「防災まちづくり方針」では、5地区全てに「地震や火災に強い環境整備」の施策を掲げ、それぞれ地域の実情に応じて延焼遮断帯の形成等を推進することを明記しているところです。	都市計画課
97	議会	書面	地区別構想について、5つの地区ごとにまとめているが町目ごとに違う特性を持つ地域があり、具体策を実施する際は細やかに対応されたい。	第６　地区別構想	111	119	3	「第６　地区別構想」は、各地区のこれまでのまちづくりの経緯や土地利用の特徴、地形や鉄道等の地理的要素等の特性を踏まえ、それぞれの地区が目指す将来都市像とその実現に向けたまちづくりの方針と施策を示しています。 そのため、地区ごとの各施策に取り組むにあたっては、ご意見のとおり丁寧に、各地区の特色あるまちづくりを推進していきます。	都市計画課
98	個人	書面	北部地区について、大橋一丁目は整備が終わっているかもしれないが、池尻大橋駅周辺は終わっていないと思っている。東急電鉄による駅の改修事業とあわせて進めてほしい。駅周辺は、朝の登校・通勤により歩行者や自転車等の歩道の通行が困難なため整備が必要だと思うし、改定素案に記載されているので、整備を検討してほしい。 また、玉川通り沿道の旧耐震のマンションの建て替え促進の計画案等を示してほしい。	第６　地区別構想　１　北部地区	112	120	3	各地区内での具体的な計画や施策については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。 なお、改定素案の図25将来都市構造のとおり、池尻大橋駅を含む周辺地区は広域生活拠点（商業・業務・住宅などの都市機能が集積し、また、鉄道や幹線道路などの交通基盤の結節点であり広域的な交通網でつながる拠点）に位置付けており、これまでは、市街地再開発事業があった大橋一丁目周辺地区を名称としていましたが、市街地再開発事業が完了したことと、区民への分かりやすさの観点から、広域生活拠点の名称を「池尻大橋駅周辺地区」に変更します。 目黒区では、マンション建替法容積率許可要綱を令和2（2020）年10月に定めるなど、マンションの建替え促進に向けたメニューを整備しています。また、「目黒区耐震改修促進計画（令和３年３月改定）」に定めるとおり、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成も行っております。 玉川通りは複数の区に跨るため、必ず建物が所在する区の窓口に相談してください。	都市計画課 建築課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ 素案	ページ 案	対応区分	検討結果（対応策）	所管
99	個人	書面	北部地区、特に池尻大橋駅周辺の置き去り化が心配である。大橋一丁目ジャンクションの再開発だけで終わってしまっている。池尻大橋駅周辺（区立自転車置き場を含む）の再開発に本腰を入れてほしい。東急電鉄も駅を整備すると聞いているので魅力向上のためお願いしたい。 世田谷区との境界で責任が不明確となっている。目黒川の桜も皆、池尻大橋駅から見に行くので目黒の顔でもあり、地区の中で肝心なのはクロスエアタワーではなく駅周辺であるという住民意見が改定素案では反映されていない。	第６　地区別構想　１　北部地区	112	120	３	各地区内での具体的な計画や施策については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。 なお、改定素案の図25「将来都市構造」のとおり、池尻大橋駅を含む周辺地区は広域生活拠点（商業・業務・住宅などの都市機能が集積し、また、鉄道や幹線道路などの交通基盤の結節点であり広域的な交通網でつながる拠点）に位置付けており、これまでは、市街地再開発事業があった大橋一丁目周辺地区を名称としていましたが、市街地再開発事業が完了したことと、区民への分かりやすさの観点から、広域生活拠点の名称を「池尻大橋駅周辺地区」に変更します。	都市計画課
100	個人	書面	東部地区の地区別構想について、都市のように高層化が可能な地域として、ゆとりある住環境や低層な建物ではなく、人が集まる地域にする為にどうするか、が内容の主体と捉えた。現状の戸建てや低層アパート・マンションの住人が10年後、30年後に転出してくれれば、高層マンション、商業ビルを建て、港区のような高額納税する人たちに集まってほしいということではないか。 目黒区が目指す緑、ゆとり、住みやすい地区は、中央地区と南部地区で達成させる計画と理解した。	第６　地区別構想　２　東部地区	138	146	２	建物の高さ制限については、平成20（2008）年度に定めた高度地区の絶対高さ制限により良好な住宅地を保全しています。 しかし、約15年が経過した現在では、新型コロナウイルス対策や生活様式の向上に対応する必要があると考えています、これらの対応は、地区を指定するものではなく、区全域を対象に検討する必要があると考えています。	都市計画課
101	個人	電子	地区別構想の中央地区「イ　道路・交通の方針」の「施策1：幹線道路の整備」P181 「東京都との適切な連携や協議により、区民の理解を得ながら都市計画道路補助26号線や補助209号線などの幹線道路の着実な整備を推進します。」 上記のように記載されていますが、補助209号線については、必要かどうかきちんと東京都と共に再度検討して頂きたくと思います。目黒区の中央地区はこの10年間に人口は微増していますが、（道路には延焼遮断帯の役割はあるとは思いますが）人口減少時代において交通処理機能ということで、さらに幹線道路は必要でしょうか。 補助26号線は、補助49号線と補助50号線の間は開通していますが、交通量はさほど多くはなく、補助209号線の予定地と平行するような形で整備されています。補助209号線について、再度検討して頂きたいと考えています。	第６　地区別構想　３　中央地区	163	171	４	都、特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線(優先整備路線)を定めた「事業化計画」を過去3回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。 現在は、平成28（2016）年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、計画的かつ効率的に道路ネットワークを形成を目指していきます。 補助第209号線については優先整備路線ではありませんが、道路ネットワークの検証等、今後の取組については、東京都及び世田谷区と共に検討を進めていきます。	都市計画課 みどり土木政策課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ 素案	ページ 案	対応区分	検討結果（対応策）	所管
102	団体	電子	南部地区の自然環境が悪化中である。緑がここ数年でかなり減っている。みどりあふれる景観街づくりの観点から下記点の強化が望まれる。 ・九中廃校後の都市計画（公園として緑化の推進） ・洗足いちょう通りの電柱地下化 ・宮野古民家自然園への自然環境維持資金の大型補助 ・すずめのお宿緑地公園➡碑文谷八幡神社➡円融寺➡宮野古民家自然園 ➡洗足駅につながる円融寺バス通りの緑地巡りコースの整備	第６　地区別構想　４　南部地区	184	192	3	改定素案では、「第６　地区別構想」の南部地区「オ　みどりと水のまちづくりの方針」の施策に、みどりの拠点「めぐろの森」に位置付けられているすずめのお宿緑地公園等の一帯は、今後も引き続き、竹林や池等の既存の自然環境を保全すること、目黒区みどりの条例に基づく保存樹木の指定や重点的に緑化が必要な地域の指定や民有地の樹木等の保全などを促進することなどを掲げています。 また、南部地区「ウ　防災まちづくりの方針」の施策に、洗足駅周辺等を中心とした無電柱化等の推進などにより、地震に強いまちなか環境を形成することも掲げています。 そのため、南部地区内での具体的な計画や施策については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。 統合後の跡地や跡施設については、周辺の小中学校の施設更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討していきます。	都市計画課 学校施設計画課
103	団体	電子	南部地区について、安全な街づくりの観点から、パトロールの強化。元来犯罪の少ない地区ではあるが、最近は細切れのアパートも増加し、人の移動も多くなってきている。こうした点から、保安上区独自の頻繁なパトロールが予防となる。	第６　地区別構想　４　南部地区	184	192	3	改定素案の「第２　まちづくりに関わる目黒区の概況」では、区内の刑法犯認知件数は平成27(2015)年から一貫して減少傾向にあり、令和３(2021)年では23区の中では3番目に少なく、良好な水準にあることを記載しています。 区における地域安全パトロールの取組では、庁用車による地域安全パトロールが実施されており、地域においては、町会・自治会、ＰＴＡなどを中心とした自主防犯パトロール隊が、区や警察・消防と連携して地域安全パトロール活動が実施されているところです。	生活安全課 都市計画課
104	団体	説明会	防災や防犯は重要な課題と捉えている。都市計画と防犯はあまりつながらないのかもしれないが、組織横断的に危機管理部などと連携をとってほしい。 我々も防犯カメラ設置などに取り組んでいるが、そういったソフト面の施策は区としてどう考えているのかが、この計画からは読めない。 ソフト面だと区民生活部、ハード面だと危機管理部が横ぐしになった資料があると良いと思った。	第６　地区別構想　５　西部地区	208	216	2	改定にあたり、まちの魅力や課題を把握するために実施した区民アンケート調査の結果では、現状の満足度、今後の重要度とも高い施策分野の一つに防犯のまちづくりがあがり、具体的に今後、力を入れてほしい取組として「街路灯や防犯カメラなどの防犯設備を設置する」が回答の上位になりました。 これらの区民意識を受けて、改定素案では分野別の「３　防災・防犯・復興まちづくりの方針」の施策に犯罪が発生しにくいまちづくりを掲げ、具体的には、今後も引き続き、町会・自治会、商店会等の地域団体による防犯設備の設置を支援することと記載してします。 そのため、今後のまちづくりにおいても都市計画マスタープランに基づき、ご意見のとおり危機管理部門と連携しながら犯罪が発生しにくいまちづくりに取り組みます。	生活安全課 都市計画課
105	団体	説明会	犯罪発生件数をみると、西部地区にも発生が一定程度みられる箇所がある。西部地区だけというわけではないが、区全体で考えていかなければならない問題である。 みんなが安心して住むことができるまちには防犯が重要であるため、我々も犯罪発生件数をソフト面で減らしていけたら良いと思い、パトロールは実施している。	第６　地区別構想　５　西部地区	208	216	3	まちの安全・安心は、行政の取組だけで実現できるものではなく、個人、地域での防犯活動が不可欠です。引き続きご協力をお願いします。	生活安全課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ 素案	ページ 案	対応区分	検討結果（対応策）	所管
106	個人	電子	自由が丘は、人も車も多く、騒がしい。商店の住宅地への出店（滲み出し）で、近年住環境が悪化している。今後、住宅地区への商店出店を禁止してほしい。	第６ 地区別構想 ５ 西部地区	208	216	4	用途地域における第一種低層住居専用地域などの住居地域への商店の出店については、業種や面積などの制限はありますが、出店自体を禁止することはできません。住環境の整備に向けては、各種法令に基づき、適切に対応をしてまいります。	産業経済・消費生活課
107	個人	書面	特に自由が丘地区の住宅地における戸建ての新築住居の平成24(2012)年から令和３(2022)年まで、２年ごとの変化を示す下記のデータはないか。①戸数②平均建蔽率③平均容積率④平均敷地面積 区はこの変化をどのように評価するか。特にみどりの面積や質の変化についての課題をどのように把握しているか。	第６ 地区別構想 ５ 西部地区	208	216	2	自由が丘地区の宅地における個別データはありません。 平成26（2014）年度に実施した目黒区みどりの実態調査報告書では、西部地区の緑被率（みどりで地上が覆われた面積が占める割合）は、平成16年度調査比で0.3%の減となっています。区では新たに緑地の創出をした場合の助成金制度（みどりのまちなみ助成制度）や基準以上の樹木を伐採するような場合には職員が現地で立会って保全協議等を行い、緑地の保全・創出に努めています。 みどりの量や質の変化に関する新たな評価方法等については、今後予定されているみどりの実態調査等をもとに検討していきます。	みどり土木政策課
108	個人	書面	200㎡に満たない土地で、特にみどりの面積や質をある程度確保するために、居住者の管理・維持及び経済的な負担の軽減に関する具体的施策を知りたい。特に、およそ120㎡を超える敷地での対応については、施策の再検討が必要ではないかと感じているがどうか。	第６ 地区別構想 ５ 西部地区	208	216	2	区では、新たに緑地の創出をした場合の助成金制度（みどりのまちなみ助成制度）や、基準以上の樹木を保存樹等として指定し、管理費の一部を助成する制度（保存樹等指定制度）や、基準以上の樹木等を伐採するような場合には、職員が現地で立会い保全協議（樹木等保全協議）を行い、緑地の保全・創出に努めています。 また、敷地面積200㎡以上で、新築・増改築・用途変更等を行うときには、緑化計画書の提出を義務化しています。200㎡に満たしていない場合についても、宅地造成に伴う開発行為等に該当する場合は緑化の創出を義務化しています。 施策の再検討については、今後予定されているみどりの実態調査等をもとに、その必要性も含め検討していきます。	みどり土木政策課
109	個人	書面	「各地域の実態に即したきめ細かなまちづくりのルールの作成を支援することにより、みどり豊かな住環境の維持と向上を推進します。」 このルール作成の支援の例とその内容、このルールで実行した結果を知りたい。	第６ 地区別構想 ５ 西部地区	208	216	7	区民の皆さんが自主的な街づくりとして計画やルールを作成し、地域での合意を得てルール化するための街づくりの支援（目黒区地域街づくり条例に基づくもの）と、地区計画（都市計画法に基づくもの）の策定に向けた支援があります。 このうち、地区計画策定支援の結果、地区計画として道路等に面する垣やさくの構造を生け垣やフェンスに限るなどの制限（ルール）を定めている地区（八雲地区、環七沿道地区など）があります。	都市整備課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
110	個人	書面	既存の住宅地において、みどり豊かな住環境の維持と向上の推進のために、住民側には何が求められているのか。特に自由が丘地区では、高齢者が多くなり、高額な土地を購入して住居を立てる子育て中の新たな住民もいて、ともに住みやすいまちにするためには、ゆるいつながりのあるコミュニティ形成による共通理解と協力が必要と考えているがどうか。	第６　地区別構想　５　西部地区	208	216	3	区内のみどりの約6割近くが民有地のみどりとなっています。みどり豊かな住環境の維持と向上の推進のためには、既存の住宅地の樹木の保全と創出が求められており、区はみどりのまちなみ助成事業等により、みどりの保全と創出を推進していきます。 自由が丘では、地元のまちづくり会社である都市再生推進法人（株）ジェイ・スピリットが、「自由が丘街並み形成指針」を策定しております。この指針は、地区計画や建築協定などのルールの定めがない地区についても、まちづくりや景観形成に参画、協力してもらえるよう検討し、運用しているものです。この指針では、設計の際の配慮事項を示すとともに、住宅地における緑化の工夫の事例を具体的に図や写真で示しております。 また、公民連携のまちづくりの取組体制である自由が丘エリアプラットフォームが街づくりの道しるべとして令和５（2023）年２月に策定した「自由が丘未来ビジョン」では、自由が丘の30年後の将来像として「＜自由の思想＞で創造していくグリーン社会の小さな世界都市づくり」を掲げ、まちづくり目標のひとつとして「人と地球へのやさしさを発現する緑装のまちをつくりだす」とし、地元の誇りや愛着となるみどり豊かな環境形成を目指しています。 こうした街づくりの取組について、広く認知していただき積極的に取り組んでもらえるように、都市再生推進法人とともに自由が丘エリアプラットフォームを中心にして取り組んでいきます。	地区整備課
111	団体	電子	自由が丘と鉄道 ＊東横線の桁下が低い＝緊急車両の通行阻害；これは例えばアンダーパスを掘り下げるのが手っ取り半面、集中豪雨時には車の遭難リスクがあります。しかし、アンダーパスの水没よりは緊急車両出動の方が高頻度で、まずは経済性を優先して道路を整備するのが現実的ではないでしょうか。 ＊鉄道による地域分断；私にはデメリットとは思えません。地べたを鉄道が走るのは都会では寧ろ長閑な風景で、これを持ち味として活用できないでしょうか。 結界とまで言わなくても、鉄道を境に街並みの顔が異なってもそれはそれで興味深く、金太郎飴的ではない魅力の源泉になり得ると考えています。 鉄道の規模はだいぶ違いますが、荻窪の北口と南口とで街並みがまるで異なるのが面白いです。	第６　地区別構想　５　西部地区	208	216	5	踏切や低い桁下解消による歩行者や緊急車両等の移動の円滑化、鉄道による地域分断の解消については、以前から地元要望もあり、都市計画マスタープランに明示することで、今後のまちづくりにつなげていきます。	都市計画課 地区整備課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
112	団体	電子	第６ 地区別構想（５ 西部地区） （３）将来都市像（P.227） 「みどりの多い閑静な住環境と個性的で魅力あふれる駅周辺の産業環境が調和するまち」を 「みどり豊かで閑静な住環境と個性的で魅力あふれる駅周辺の商業環境が調和すると共に次世代の文化・産業が新たに生み出されるまち」に修正してほしい。 ＜理由＞ ・西部地区の特色の一つである「商業」という言葉を見出し文に加えると共に、下文にもある通り「新たな文化・産業」が創出される点を強調してはどうかと考えます。 ⇒現在の自由が丘駅周辺地区の商業的な魅力は、地域の人々が積み重ねてきた取組の上に成り立っており、自由が丘の将来において地域の大切な要素の一つと思われます。 ⇒現在の都市計画マスタープラン（H16）に「商業」の言葉が記載されているため、これまでの取組みに継続性を踏まえ、「商業」の記載は必要ではないかと考えます。	第６ 地区別構想 ５ 西部地区	208	216	2	広域生活拠点が地区内に位置する北部地区、東部地区、西部地区においては、商業、業務、文化といったものを全て包括するより広い概念として産業環境という表現を用いているものです。 その上で、西部地区の将来都市像の下段の説明文中に「めぐろを印象づけている個性的で多様性のある商業が集積し」等と表現しているところです。	都市計画課 地区整備課
113	団体	電子	第６ 地区別構想（５ 西部地区） （３）将来都市像（P.228） 【変更案図】 ・図の表現方法として「土地利用の方針図」（図119西部地区の整備方針図　P228）について、現在の「都市計画マスタープラン（H16.3）」（現行 P.120）のように抽象的かつ緩やかな境界で表現してほしい。 ・凡例も現都市計画マスタープランのように、柔軟性のある概念的な表現としてほしい。	第６ 地区別構想 ５ 西部地区	208	216	3	ご意見の図119「西部地区の整備方針図」は、区全域を対象とした基本的な方針を示している図30「土地利用の方針図」を拡大しているため、このままの表現とします。 なお、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、西部地区内での具体的な計画や施策については、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。 また、改定素案の「第７ 実現化の方策」の「３ まちづくりに関わる制度・計画等の活用」の「（１）都市計画の諸制度の活用」に記載しているとおり、都市としての持続的な発展に向けて、広域生活拠点や地区生活拠点、生活創造軸、都市活動軸などを中心に、地域特性に応じた新たな価値を見出す都市機能の強化や土地利用の高度化等を効果的かつ効率的に推進できるように、関連する各種都市計画手法を積極的に活用してまいります。	都市計画課 地区整備課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
114	団体	電子	第６ 地区別構想（５ 西部地区） （３）将来都市像（P.228） 【変更案図】 幹線道路や主要生活道路の沿道環境は「住宅地」と分けた環境整備を行うエリアとして表現してほしい。 〈幹線道路の将来施策〉P.65 ・広域的な道路交通網の形成や歩行者の安全で快適な交通環境整備 ・延焼遮断帯として防災性の向上 居住用途と商業用途の見直し・変更の可能性を見据えた表現としてほしい。	第６ 地区別構想 ５ 西部地区	208	216	1	改定素案では、西部地区の自由が丘駅周辺地区における補助第46号線、第127号線の幹線道路沿いについては図29「市街地整備の方針図」のとおり沿道・沿線一体型の市街地整備ゾーンに位置付けましたが、一方、図30「土地利用の方針図」、及び図119「西部地区の整備方針図」の同沿線沿いの市街地類型は「一般住宅地」としており、図29との整合性がとれていませんでした。そのため、図30、及び図119の補助第46号線沿線、第127号線沿線の市街地類型を「複合住宅地」に修正します。 なお、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、西部地区内での具体的な計画や施策については、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。 また、改定素案の「第７ 実現化の方策」の「３ まちづくりに関わる制度・計画等の活用」の「（１）都市計画の諸制度の活用」に記載しているとおり、都市としての持続的な発展に向けて、広域生活拠点や地区生活拠点、生活創造軸、都市活動軸などを中心に、地域特性に応じた新たな価値を見出す都市機能の強化や土地利用の高度化等を効果的かつ効率的に推進できるように、関連する各種都市計画手法を積極的に活用してまいります。	都市計画課 地区整備課
115	個人	書面	「第７ 実現化の方策」について、ＰＣＤＡは誰が検証するのか。区が責任をもって行うべきである。ＰＣＤＡのＫＰＩは公表しているのか。	第７ 実現化の方策	235	243	2	ＰＤＣＡサイクル（Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)の4つのプロセスを循環させながら継続的に管理すること）の検証は、区が行って公表する予定です。また、ＫＰＩ（組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標）についても、改定素案の各分野別方針にお示ししています。	都市計画課
116	個人	電子	「第７ 実現化に向けての方策」に関して、都市アセットマネジメント推進やまちづくりに関わる制度・計画の活用は、区民センターなどの再構築などを配慮して、区民全体にとって、何か具体的なメリットが期待できるのか?	第７ 実現化の方策	235	243	2	快適で暮らしやすい持続可能なまちの実現に向けて、都市アセットマネジメントやまちづくりに関わる制度・計画等の活用により、効率的かつ継続的にまちづくりを推進していきます。	都市計画課
117	団体	電子	多様な主体と連携によるまちづくり ですが、せっかく大学があるのだから、大学のまちづくり系分野との連携も視野に入れてはどうでしょうか。	第７ 実現化の方策	235	243	2	教育・研究機関等との連携については、令和4（2022）年3月に策定した目黒区基本計画、及び都市計画マスタープラン改定素案の「第７ 実現化の方策」に基本的な考え方を示し、これまでも、多様な主体と連携してまちづくりを推進してきました。 具体的な取組については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに沿って、これまで以上に連携を強化し、区内外の各主体の個性を生かしたまちづくりを推進します。	企画経営課
118	個人	書面	都市マスが区民との協働によるまちづくり＝公民連携による都市整備にウィングを広げていくという方向をとるのには、行政内の主務の相互の共同に重点を当てた行政計画であることからもう一歩進んで、「第６ 地区別構想」に軸足を載せ、「第７ 実現化の方策」において、住民であり民間主体のまちづくりの重要性に焦点を当てる必要があったように考える。	第７ 実現化の方策	235	243	2	改定素案では「第３ 目指す将来像」の実現に向けたまちづくりを推進するために、「第７ 実現化の方策」に公民連携による都市マネジメントの推進を掲げています。 具体的には、ご意見のとおり、区民、町会・自治会、住区住民会議、まちづくり団体、商店会、事業者、教育・研究機関など多様な主体が地域の魅力向上や課題解決のためのまちづくりに取り組むエリアマネジメントの推進等に取り組むこととしています。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
119	個人	書面	戦略的かつ機動的なまちづくりの推進についてPDCAサイクルが描かれているが、重要な点は評価＝効果検証からスタートする点である。今回は現行計画のほぼ目標年に達する時点で、過去20年の評価が重要である。改定である以上、継続部分と改定部分を明確化する必要があるが、具体的な解説がない。なお、達成度は地区別まちづくりの進展をもとに評価されるべきである。	第７　実現化の方策	235	243	2	ＰＤＣＡサイクルについては、「第７　実現化の方策」において、分野別の方針ごとに定期的に成果指標の実績値と目標値を確認して適切に分析・評価すると明記しています。 また、「第２　まちづくりに関わる目黒区の概況」の「３　目黒区のまちに対する区民意識等」に記載した、改定にあたり実施した区民アンケート調査の結果では、現状の満足度が高く今後の重要度も高い施策分野の一つに「住宅地の環境整備」が挙がっていることなどから、現行の都市マスタープラン策定後のまちづくりの取組は区民の皆様から一定の評価をいただいていると考えています。 さらに、過去20年の評価にかかる内容として、「第２　まちづくりに関わる目黒区の概況」に、これまでの各地区における主なまちづくりの取組を解説しております。	都市計画課
120	議会	書面	地域の魅力向上や課題解決のためのまちづくりに取り組む「エリアマネジメント」の推進については、より地域に開かれ、多様な人材が参画できるよう、行政が積極的に働きかけていくよう要望する。	第７　実現化の方策	235	243	2	エリアマネジメントの推進については、ご意見のとおり、改定素案「第７　実現化の方策」の「２　公民連携による都市マネジメントの推進」に基づき、より地域に開かれ、多様な人材が参画できるよう、まちづくり人材の発掘と育成を図ることとし、そのために行政が積極的に働きかけていくことが出来る執行体制の充実に努めていきます。	都市計画課
121	議会	書面	「多様な主体との連携によるまちづくり」について 東工大や医療センター敷地内のみどりが伐採された際に、近隣住民から「貴重な大木を含めてもっとみどりを保全できないのか」との声が上がっている。また、無電柱化に伴う街路灯の設置では、「狭い歩道に街路灯を設置することで歩道の安全が確保できない。もっと近隣住民の声を聞いて設置してほしかった」との声。防犯カメラの設置位置をめぐっては「設置場所の意見を聞いてほしかった」との声。緑道や公園の整備では、「ベンチの設置位置をめぐって意見を聞いてほしい」。「緑道に車椅子が入れない。緑道のリニューアル工事では障害者の意見も聞いてほしい」など、区民からさまざまな声が上がっている。目黒区として、まちづくりの事業を進める際には、チラシでの説明などにとどまらず、近隣住民への十分な説明の機会を設けること。区民の声を吸い上げる努力をすること。まちづくりにおける住民参加を保障すること。	第７　実現化の方策	235	243	2	区として、まちづくりの事業を推進するにあたっては、これまでにも様々な機会を捉えて住民参加に努めているところです。 今後も、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープラン「第７　実現化の方策」に掲げる「１　多様な主体との連携によるまちづくり」「２　公民連携による都市マネジメントの推進」に基づき、地域における合意形成の進捗状況などを適切に捉えて、事業を適宜、柔軟に推進していきます。 ご意見の、事例に上げられた民有地のみどりの保全については、みどりの条例に基づき、基準以上の大きな樹木を伐採するような場合には保全協議等を行ない、近隣等への周知協力を依頼しています。また、無電柱化や緑道の整備など、まちづくり事業の実施においては、事業説明会や整備に向けた検討会、パブリックコメントなど、区民の皆様にご参加、ご意見をいただく機会を設けてまいります。 また、防犯カメラの設置位置は、設置者である地域団体が地域住民と協議の上、決めています。 なお、新たに防犯カメラ設置する地域団体に対し、設置位置を決めるにあたっては地域住民と綿密な協議を行う様に求めていきます。	生活安全課 都市計画課 みどり土木政策課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
122	個人	説明会	自治会や町会も策定やマネジメントする体制に含まれている。だが、単身世帯でほとんどが賃貸だとすると、目黒区が行おうとしていることは成り立たなくなる。20年後にどこを目指しているか。またこの問題は税収にも関わってくる。単身世帯で賃貸の人の税金はあまり高くない。そういった人を増やすことに一生懸命になって、賃貸で税金もあまり高くないということであれば、目黒区はどういう運営をしていこうとしているのか。 長年住んでいるのであれば税収との兼ね合いや定住・賃貸の兼ね合いを踏まえて、都市計画マスタープランの素案で取り組もうとしていることは現実的にできなくなっていくのではないか。	第７　実現化の方策	235	243	2	改定素案では「第７　実現化の方策」に「1　多様な主体との連携によるまちづくり」を掲げ、区のまちづくりにおいては、これまでにも区民、町会・自治会や住区住民会議、商店会、まちづくり団体、事業者、教育・研究機関など多様な主体が関わっており、各主体との協議や合意形成を図りながら、連携してまちづくりを推進してきたことを記載しています。 その上で、この取組実績を生かしながら、それぞれの役割をもとにこれまで以上に連携を強化し、各主体の個性を生かしたまちづくりを推進するとしています。 今後のまちづくりにおける具体的な計画や施策については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	都市計画課
123	団体	電子	国有、東京都有、公共性の高い民有地の施設の資料を示してほしい。 また、公益施設は、(教育、医療、購買意外)交通・駅、図書館・音楽ホール・美術・博物館他どのあたりまで含むのか示してほしい。	その　他 第３　目指す将来像　　２　将来都市構造	38	44	3	国有、東京都有、公共性の高い民有地の施設については、区のまちづくりにかかる場合に、基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、具体的な計画や施策の中で、適宜適切にお示しします。 改定素案の用語解説の記載以外の公益施設は、都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号に規定される、駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所等が挙げられます。	都市計画課
124	個人	説明会	基本計画改定時に、イオンスタイル碑文谷の大きな駐車場について、震災時は環七通りの外は自動車の流出入が制限され車中で過ごすことも想定されるため、区が協定を結んでそこに車を置くことができないかと質問をした際、区の防災計画では車の避難を禁止していますとの回答で計画見直しはされなかった。 緑地の観点で、更にイオンの広大な駐車場を震災時の復興住宅用地として位置づけ、駐車場の周りに植樹を施し碑文谷の森の充実を図ることにより、地区計画の候補地になると考えるため、この点の見直しを要する。	その他			3	避難時における車中泊は、東京都の地域防災計画において、緊急車両の通行の妨げになったり、エコノミークラス症候群など避難者の健康被害が予想されることなどから原則認めておらず、区としても推進していません。被災者向け駐車場の設置は、車中泊を推進することにもなり、対応は考えていません。 碑文谷の森の充実については、今後予定されている目黒区みどりの実態調査等をもとに、その必要性も含め検討していきます。	防災課 みどり土木政策課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
125	議会	書面	区内には、区道のように日常的に人や自動車等が行き交う私道がある。その私道の舗装等は痛みがひどい状況の箇所も多い。日常の歩行空間の安全性の確保、災害時における救助活動や避難等を円滑に行うためにも、私道の区道への編入や私道整備を進める必要があると感じている。 行政からのもう少し積極的なアプローチしていく必要があると考えるが、見解を伺う。	その他			3	私道は、所有者による維持管理が原則となります。 私道整備については、申請に基づき「目黒区私道整備助成条例」の一定の条件を満たすことで、区へ工事を委託することが可能となっております。また、通行の支障となるような、小規模な穴埋め等については、条件が許す限り(施工規模や所有者の同意等)補修対応などの協力を行っております。 区道への編入については、一定の条件(境界の確認、幅員、接道状況や排水設備等)はありますが、土地所有者の皆様からの申請（寄付）に基づき、区道または区有通路として、編入も可能です。 積極的アプローチについては、区ホームページ「私道整備の助成」「私道の放置物でお困りのとき（自転車など）」などにより、日常的な維持管理はもとより、災害時の避難活動、緊急活動の障害への対応策の周知・案内に今後とも努めてまいります。 災害時においてデジタルサイネージは屋外で避難場所等必要な情報を得るための重要なツールの一つであると認識しています。一方で設置場所の確保や費用、情報量の面で課題があるため、今後の活用方法も含め、調査・研究して参ります。	都市計画課 土木管理課 道路公園課
126	議会	書面	わかりやすい案内標識、災害時の避難誘導に資するデジタルサイネージの設置を検討すべきと考えるが見解を伺う。	その他			3	災害時においてデジタルサイネージは屋外で避難場所等必要な情報を得るための重要なツールの一つであると認識しています。一方で設置場所の確保や費用、情報量の面で課題があるため、今後の活用方法も含め、調査・研究して参ります。	防災課
127	議会	書面	改定素案では、改定方針について、より効果的かつ効率的なまちづくりとして、公民連携をさらに進めること。また、都市計画手法の活用などによる市街地や都市基盤の整備だけでなく、民間事業者などのアイデアや技術、資源を生かし、公民が連携しながら、多様なまちづくりを進めることとしている。 まちづくりにおいて、目黒区が地域住民や地域コミュニティとともに進める公民連携は必要だが、大型区有施設の再編における、大企業との公民連携は、大きな問題がある。 現在、目黒区では、区民センター整備を、PPP/PFIなど民間資金活用等の公民連携の手法で行ない、大手不動産・都市開発会社などと大規模再開発事業の誘導・支援を進めている。こうした公民連携によるまちづくりは、公共施設の整備管理などの、本来公が担うべき役割を、利潤追求の特定大企業に担わせることになり、非営利で住民の福祉増進という公共施設の本来の目的を歪めることにつながるため、やめるべきである。	その他			5	目黒区民センター見直しにおいては、区民サービスの充実に向けて公民連携手法を活用していきます。区では、30年間で24校の学校施設の更新等を控えており、また既存の区有施設を安全にご利用いただくためにも適切な維持管理を行っていく必要があり、多額の経費がかかっています。将来にわたって持続可能な施設サービスのためにも、財政負担の軽減に資する方策の検討も不可欠です。	資産経営課
128	議会	書面	都市計画道路の 幹線道路整備においては、周辺環境悪化防止のため、沿道の緑化を都に強く求め、区も実施すること。	その他			6	区では、過去の都市計画道路整備（補助第19号線、補助第30号線）においても、植樹帯や街路樹を整備しています。今後も、目黒区みどりの条例や道路構造令等を基に、地元の意見を取り入れながら道路緑化に努めていきます。また、都へ同様に要望していきます。	都市計画課 みどり土木政策課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
129	議会	書面	目黒区では区民１人当たりの公園面積は、都立公園を含め1.76㎡/人で23区の中では極めて低い状況である。目黒区では、昨今園庭のない保育園が急激に増える中で、子どもの遊び場が足りないなど、公園の不足が深刻である。公園が不足している地域では、きちんと公園整備の予算を確保し、計画的に公園を整備する方針を作るべきである。	その他			3	区では、区民一人当たり公園面積2.0㎡を目標として公園整備を進めていますが、現在は目標に達していない状況にあります。また、公園が不足する地域が存在しています。 今後も引き続き「目黒区みどりの基本計画（平成28（2016）年3月）」における公園等の整備・再編方針に基づき、歩いて行ける身近な範囲に公園等が不足する地域、一人当たり公園面積が不足する住区、大規模公園がない地域などを中心に、多様な手法による整備の検討を進め、新たな公園等の確保に取り組みます。	みどり土木政策課
130	議会	書面	公園整備では、区民からの遺贈の受け入れのための取り組みを行うこと。 また、残された生産緑地を都市の貴重なみどりとして捉え、保全の観点からも公園用地として取得することなど、様々な取り組みを通じて、公園を確保する方針を盛り込むこと。	その他			3	公園用地の取得（寄贈等を含む）に際しては、周辺地域の公園の整備状況、用地の規模形状、財政面などを総合的に判断し、公園整備を進めています。 また、生産緑地地区は、都市における貴重な農地・緑地、オープンスペースとして、都市計画（都市施設）に位置付け、保全に努めてまいります。	都市計画課 みどり土木政策課
131	議会	書面	本来、都市公園は環境改善に資する緑地として市民の憩いの場、災害時の避難スペースでもある重要な公共施設であり、行政が管理するべきである。パークＰＦＩによって、民間事業者の収益性を確保するための建ぺい率の緩和などの規制緩和、優遇措置によって、都市公園の基本的性格がゆがめられることは問題である。パークＰＦＩを手放しで推進するのではなく、従来から公園が持つ公共的な役割を堅持するための都市計画にするべきである。	その他			3	区では「目黒区みどりの基本計画（平成28（2016）年3月）」に基づく「住民参加を基本とした公園づくり」の取組として、公園の新設や改修の際には地域とともに整備内容を検討し、開園後も地域が管理運営にかかわることで、地域に愛される公園として育まれてきております。 現在、公園に対する区民のニーズも多様化、複雑化し、更なる機能の拡充が求められている中、公民連携による公園の魅力向上について検討を進めています。パークＰＦＩの活用をはじめとする施策推進にあたっては、公園ごとの目指すコンセプトや求められる役割に合致した取組を進めていきます。	みどり土木政策課
132	個人	説明会	よく自治体がご当地キャラクターグッズをつくっているが、動画で出てきためぐぴーのグッズ等は発売されているか。	その他			7	現時点では発売していません。	ＤＸ戦略課
133	個人	説明会	説明動画は声も明るく、小学生でも聞くことができると感じた。 また、字幕もあり内容を理解しやすかった。	その他			3	幅広い年代の方に見ていただきたいと考え、区のＡＩ（人工知能）キャラクター「めぐぴー」が説明する動画を作成しました。 ご意見の趣旨は、今後の計画策定や事業実施の中で趣旨も踏まえて努力します。	都市計画課
134	個人	説明会	池尻大橋駅の改修を東急電鉄が行う予定があると聞いているが、区は東急電鉄と連携しているか。	その他			4	区は、現時点では池尻大橋駅の改修について把握しておりませんが、情報収集に努めます。 池尻大橋駅周辺では、首都高速道路大橋ジャンクションの整備を契機として定めた地区整備計画に基づき、各種事業を行いました。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
135	個人	説明会	説明会と言っているが、基本的に動画を流すだけである。これを繰り返すことが説明会なのか。	その他			3	新型コロナウイルス感染症対策もあり、通常の対面式の説明会とは異なり、説明動画を見ていただいてご意見をいただくという形式で実施しました。 開催中いつでもご来場いただけて、個別の質問等に丁寧に答えられるオープンハウス方式としましたため、途中からご参加され会場に用意した別モニターで該当地区など必要な部分のみ視聴され、ご意見をいただけた方もいらっしゃるなど、可能な限り工夫して説明会を行ったところです。	都市計画課
136	議会	説明会	対面で説明会を行う目的は何か。	その他			3	区ホームページやＳＮＳで説明動画を公開し意見募集をしています。その上で、会場で直接、より多くのご意見を伺うことができるように地区別に説明会を開催しています。	都市計画課
137	議会	説明会	この形式で実施すると質問も出にくいと思う。何のために対面で実施しているのか。 質疑応答に関しては重視していないか。	その他			3	区ホームページやＳＮＳで説明動画を公開し意見募集をしています。その上で、会場で直接、より多くのご意見を伺うことができるように地区別に説明会を開催しています。 実際に説明会で出された意見数は、昨年8月に開催した説明会の約1.5倍に増えており、意見が出にくいということはなかったものと考えています。	都市計画課
138	団体	電子	区有施設総量の縮減 都市計画課の領分ではないとは思いますが、７・９中、8・11中の統廃合計画を見ていると、長いスパンで考えていないのではないかという印象を持ちます。小学校を含めた区有施設全体を見渡し、学区の線引きも柔軟に考えて再編すればより合理的な減量が叶うのに、と考えます。 また、施設の更新時期を考えると小学校を複合施設にし、学童・児童館・住区センターを併設にすれば、空いた土地を小さな公園・緑地として活用できるように思います。	その他			4	学校施設の更新にあたっては、教育環境の整備・充実を図ることともに、多機能化、複合化等、施設の効果的・効率的な活用を積極的に図り、区有施設全体の総量縮減にも留意していきます。 また、複合化した施設の跡活用については、財源としての取扱いも含めて検討していきます。	学校施設計画課
139	個人	ＦＡＸ	将来計画に伴い、現在使用率１００％のテニスコートが縮小もしくは廃止の予定と聞いておりますが、むしろ目黒区ではテニス人口も増えている現状を考えれば、むしろ室内テニスを積極的に作り、雨の日や夜間での使用できるようにしてほしい。 この健康志向の時代、「継続は力なり」で、同地区のコート経営を維持若しくは発展していただき、市民の運動不足解消とテニス向上のために（シニアから小学生まで利用できる）室内テニスコートの建設を望む。目黒区が特色あるスポーツ施設を持つことは有意義で、例えば、ドーム型のコート建設であれば注目も大きいでしょうし、夜間についても、セルフ決裁の時代ですから、人件費もかからないやり方で運営できると思う。	その他			7	令和4（2022）年12月に作成した「新たな目黒区民センターの基本計画（素案の案）」において、現在、公園内に設置しているテニスコートについて「建物屋上での設置を可とし、１面以上整備すること。また、夜間利用等に対応した設備を備えたものとする。」と記載し、新たな整備においても設置する予定としています。 取組全体として、用途が限定される空間、専用部は最小限にとどめ、空間の可変性・多機能性を高めることを基本としており、いずれの施設においても空間の使い方を工夫していきます。	資産経営課 スポーツ振興課
140	団体	電子	区有施設についての方針は別途まとめ一項目必要。耐用年数、今後の建て替え・補修含めて。	その他			3	区では、区有施設見直し方針を定め、方針の具体化を図るために区有施設見直し計画を策定し、取組を進めています。区有施設見直し計画の中で、計画期間内の取組等を掲載しています。	資産経営課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
141	団体	電子	区有施設以外、病院や美術館・公園他、所有者によって取り上げ方にばらつきがある。 駅周辺など商業地域を核に説明があるのに反して、東京医療センターなどの大規模病院や駒沢公園等、避難場所にもなる場所は記述すらありません。そうした公共性の高い施設との連携は必須である。	その他			3	国有、東京都有、公共性の高い民有地の施設については、区のまちづくりにかかる場合に、基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、具体的な計画や施策の中で、適宜適切にお示しします。	都市計画課
142	団体	電子	1991 年「目黒区みどりの街づくり委員会」専門委員で参加した。住宅地の緑は全体の 40%を占めていた。当時と比べ、区全体の緑化率やその中で住宅地の緑化の占める割合の推移は。	その他			7	平成26(2014)年度の目黒区みどりの実態調査報告書では、緑被面積（みどりで地上が覆われた面積）の構成比は民有地では53.8%となっており、区全体の緑被率（みどりで地上が覆われた面積が占める割合）は17.3%で、民有地全体では13.9%となっております。 住宅地の緑化の占める割合の推移については、今後予定されているみどりの実態調査の中で確認していきます。	みどり土木政策課
143	団体	電子	潤いのある街としての緑化、目黒川増水など災害対策を全エリア（住宅地域も）で取り組むべき。緑の助成のみならず、浸透性の舗装を推進し、対応できない場合はグリーン協力金を課す等の対策をすべき。	その他			3	具体的なまちづくりの施策については、基本的な方針である都市計画マスタープラン及び各事業計画等に基づき推進していきます。また、新たな緑の助成については今後予定されている目黒区みどりの実態調査等をもとに、その必要性も含め検討していきます。 また「目黒区豪雨対策計画（令和３年３月）」では、目標を「時間75ミリの降雨までは浸水被害を防止」とし、東京都が時間65ミリの降雨に対応した河川・下水道施設整備を進め、区は時間10ミリ降雨に対応した雨水流出抑制施設の整備や緑地の保全などの流域対策と、区民への情報発信に取り組んでいくとしています。 今後も、流域対策、区民への情報発信等に取り組むことで浸水被害を軽減し、すべての区民が安全で安心して暮らせる災害に強い街づくりに取り組んでいきます。	みどり土木政策課
144	団体	電子	第一種低層住宅地の細分化、集合住宅化は一層進み、法解釈と生活実像がそぐわない状況が出現している。たとえば、旗竿敷地に長屋が計画されることについて。 路地状空地を一時駐停車可能に確保とするよう門扉やその他の設備不可とする。居住者数を押さえ、周囲の住宅の密度や住宅建築の高さに習い、環境維持に努めるべきである。例えば、２世帯住宅まで(長屋の集合住宅不可)、３階建て不可など。	その他			3	敷地面積の最低限度を用途地域ごとに（例えば、第一種低層住居専用地域では、70㎡又は80㎡）定めているほか、建築物の絶対高さは、都市計画高度地区により制限を定めています。 また、民地の土地利用に対する規制（居住者数の制限など）を定めることは困難です。 一体的に良好な環境を整備・開発・保全し、特色ある個性豊かなまちづくりに取り組む必要がある地区については、地区計画を策定し、地区の特性に応じた規制・誘導を行っていきます。	都市整備課
145	団体	電子	第一種低層住宅地のイメージを越えた法解釈は退け、新たな基準を作るべきである。火事や事件が起こる度に法規の改正が必要になることと同様であり、空間を残し、建物規模縮小に舵を切るべきである。住宅地としての質を尊重し目黒区ならではの街作りを望む。	その他			3	敷地面積の最低限度を用途地域ごとに（例えば、第一種低層住居専用地域では、70㎡又は80㎡）定めているほか、建築物の絶対高さは、都市計画高度地区により制限を定めています。 また、民地の土地利用に対する規制（居住者数の制限など）を定めることは困難です。 一体的に良好な環境を整備・開発・保全し、特色ある個性豊かなまちづくりに取り組む必要がある地区については、地区計画を策定し、地区の特性に応じた規制・誘導を行っていきます。	都市整備課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
146	団体	電子	時代による街の変化や要望に対応すべく、地域指定や高度、密度など調整する機関が必要。それは開発や高度利用への一辺倒な変更ではなく、居住性や愛着、安全な街作りの為に制限を強くする必要がある。舵の切り方も必要。街が栄えるということの意味を再認識してもらいたい。 計画全体に、そして特に第６の地区別構想では「良好な住宅地」との表現が多用されているが、周辺の住宅以外のエリアとの協調や利用促進に停まり、住宅地をどのようにしていくかが見えてこない。	その他			3	敷地面積の最低限度を用途地域ごとに（例えば、第一種低層住居専用地域では、70㎡又は80㎡）定めているほか、建築物の絶対高さは、都市計画高度地区により制限を定めています。 また、民地の土地利用に対する規制（居住者数の制限など）を定めることは困難です。 一体的に良好な環境を整備・開発・保全し、特色ある個性豊かなまちづくりに取り組む必要がある地区については、地区計画を策定し、地区の特性に応じた規制・誘導を行っていきます。	都市整備課
147	個人	書面	緑地を増やすために、中学校の統廃合の跡地活用に際して例えば1／3は公園緑地とするなどの方針を都市計画マスタープランで出すべきである。	その他			4	統合後の跡地や跡施設については、周辺の小中学校の施設更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討していきます。	学校施設計画課
148	個人	説明会	コロナ禍で皆が地元で生活しているため、ウォーカブルシティをもう一度見直し、幹線道路ではなく魅力のある神社や寺、教会などの聖地が集まっているようなものを計画に位置付けるべきである。	その他			4	区は、都市計画マスタープランにおいて、街づくりの目標として「活気にあふれた、個性ある街づくり」を掲げ、鉄道駅周辺地区等を広域生活拠点、地区生活拠点に位置付け、駅前の再整備の検討、地域特性に応じた街づくりのルールである地区計画の策定、市街地再開発事業の支援、地域主体の街づくり活動の支援などを行ってきました。 コロナ禍により、働き方や生活様式、社会経済構造が大きく変化しています。住まいに近いところで過ごすことが多くなったことから、これまでの「車中心」から「人中心」へ、歩行者優先へのシフトが求められるようになり、道路空間の再配分や多様なニーズに応えることのできる道路がポストコロナの社会基盤として必要となってきています。 今後も多様な主体と公民連携による地域街づくりを推進し、道路空間での新しい使い方を実現していくことなどにより、居心地がよく歩きたくなるまちなかを創出し、地域の魅力向上に取り組みます。	都市整備課
149	個人	説明会	整備にいくらかかるか分からないが、イオンすら手を出さなかった森がある。そこをみどりのストックとしてどうするのか、資源に対する戦略を都市計画マスタープランで示すべきである。	その他			3	「目黒区みどりの基本計画（平成28（2016）年3月）」では、総合的なみどりのネットワークの形成方針として、碑文谷公園、清水池公園、すずめのお宿緑地公園一帯を碑文谷の森として指定しています。社寺林は、保存樹林等として指定し、保護を支援するとともに、民有地のみどりにつきましても、一定の基準を満たすものについては、申請に基づき保存樹林等に指定するなど支援していきます。 新たな民間施設の整備については、目黒区みどりの条例に基づく樹木の保全や緑化計画などの基準を踏まえ、みどりの保全と創出に努め、魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。	みどり土木政策課
150	個人	説明会	イオンスタイル碑文谷の敷地について、区と建築協定を結んでもらい外側の1列にでも緑を整備することで景観は豊かになり、碑文谷の森の充実を図ることとなる。協定の交渉材料とするためにも、改定素案において計画化すべきである。	その他			3	新たな民間施設の整備については、目黒区みどりの条例に基づく樹木の保全や緑化計画などの基準を踏まえ、みどりの保全と創出に努め、魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。	みどり土木政策課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
151	個人	説明会	改定素案は内容が多く読むことが大変であるため、区民に読んでもらいやすい概要を作成したはずであるが、区民に一番密接なのは地区別構想であり、その他の部分ではない。「貴方の地区はこうしてください、こういう都市をつくってください」ということは、概要からは読み取れない。 概要を読んでもらうことで区民に何を期待するのか。どういう意識を持ってこの概要をつくったのか。最低限でも素案に書かれている各地区の方針は概要版に書かなければならない。「貴方が住んでいる地区ではこういった方針でまちづくりを考えています。どうですか。」と住民とキャッチボールを行わなければ、単なる行政計画である。	その他			3	このたびの説明会で用意した概要版は、改定素案全編の各章のポイントを示した内容であり、かつ区民の皆様が分かりやすいようコンパクトにまとめたものです。 各地区におけるまちづくりの方針や推進すべき施策は、説明動画で地区ごとの全方針と整備方針図を示して詳しく説明し、ご意見を伺ったところです。 なお、概要版は新たに取りまとめを検討しています。	都市計画課
152	個人	説明会	区の都市整備部で仕事をしているならば、色々なことを考えるチャンスだと思う。他のところで今面白いのはみどり土木政策課で生物多様性に取り組んでいる。公園に入っていき、色々な工夫をしている。今までになかった部分や大切にしようとしている部分に取り組めるのは行政部隊しかないと思っている。	その他			2	改定素案では、表1「都市計画マスタープランを平成16（2003）年に策定した後のまちづくりの主な取組例」に、みどりと水の施策分野で「目黒区生物多様性地域戦略」の推進を挙げた上で、分野別の「６ みどりと水のまちづくりの方針」の「施策１：みどりと水辺空間の保全・創出・活用」や「施策３：公園の機能拡充と活用」など複数の施策に、生物多様性への配慮等を明記しています。 今後の具体的な取組については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。	都市計画課
153	議会	書面	都市計画道路は、半世紀以上前の計画であり、他区では関係住民の声を聞かず、住民の財産権を侵害するような計画の進め方も見受けられる。住民の合意が得られない路線については、必要な見直しを行うべきである。区内に残された未整備の都市計画道路については、整備の必要性も含めて、検証を行い、住民参加で検討することが必要である。	その他			3	東京都と特別区及び26市2町は、これまでにも事業化計画を策定し、優先整備路線を選定する一方で、適宜、都市計画道路の見直しや建築制限の緩和を行ってきました。 令和元（2019）年11月策定の「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」では、基本的な考え方として、少子高齢化の進展など東京を取り巻く社会経済情勢や道路に対するニーズは、日々変化し、そして多様化していることから、都市計画道路の検証を不断に行っていく必要があるとしており、区においても、必要な都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、都市計画道路の見直しについての検証を行っていきます。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
154	議会	書面	都市計画道路の優先整備路線については、道路整備と再開発を一体のものとして行うべきではない。防災や耐震化の推進、賑わいの創出、歩行者の安全の確保などは、地域住民や、商店などを主体としたまちづくりを進めるべきである。	その他			3	平成28（2016）年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の優先整備路線選定の考え方については、路線の選定項目6項目のうち、地域の将来像や課題として「拠点形成と拠点間連携（交通結節機能・地域拠点アクセス等）」「地域の街づくりへの貢献（街づくりとの連携・地域の賑わい軸等）」を掲げて選定を行っています。 また、優先整備路線以外の都市計画道路についても、防災都市づくり推進計画、土地区画整理・再開発等の面的整備などまちづくりが具体化した場合においても事業化を行うとしていることから、今後とも機会を捉えた事業への取組を進めていきます。 ご意見の市街地再開発事業における優先整備路線については、早期整備にむけ地域の進めるまちづくり計画と整合を図るとともに、沿道の面的整備等に合わせた整備手法を検討し、事業を推進していきます。また、優先整備路線沿道の様々な街づくり課題については、現在、自由が丘駅周辺における検討会や勉強会において、地権者や地域の街づくり活動団体の皆様とともに地区計画を活用した解決策などの検討に取り組んでおります。 今後も引き続き、地域主体の街づくり活動の機運を捉え、公民連携による街づくりに取り組んでいきます。	都市計画課 地区整備課
155	議会	書面	「分野別まちづくりの方針」について 「８　環境まちづくりの方針」について （羽田空港の都心低空飛行ルートについて） 「（２）主要な課題」の中に、羽田空港の都心低空飛行ルートによる騒音や、重大事故や落下物への懸念について明記すること。目黒区の都市の住環境を守る視点から、国に対して羽田空港の都心低空飛行ルートの中止を求めること。	その他			5	羽田空港の機能強化については、国の事業として国が責任を持って対処すべきものと考えております。 区としては、首都圏の国際競争力の強化、訪日外国人のさらなる増加等の観点から首都圏空港の機能強化を図ることは、やむを得ないものと考えておりますが、騒音や落下物などの区民の不安を払拭するよう、引き続き国に求めてまいります。	環境保全課
156	議会	説明会	動画が48分あったということでほとんど1時間あり、内容も色々な分野にわたるため、聞きたいことも聞けないのではないかと思った。 障害福祉に関してオープンハウスで説明会を実施したものも見たが、分野別に関心のある方が、その分野に詳しい方に話を聞いており良いと感じた。	その他			3	改定素案の動画の時間配分は、総括部分は昨年8月に開催した「改定のあり方について中間のまとめ」説明会の動画と同じ約23分とし、地区別構想部分が各地区約5分×5地区で約25分としました。そのため、ご意見のとおり合計で約48分弱ですが、内訳のとおり必要な長さでの動画を作成しました。 説明会は、開催中いつでもご来場いただき個別の質問等に丁寧に答えるオープンハウス方式としましたため、途中からご参加され、用意した別モニターで該当地区など必要な部分のみ動画を視聴されてご意見をいただけた方もいらっしゃるなど、可能な限り工夫して開催したところです。 なお、他部局の説明会開催状況については、今後もより良い開催方法を目指す観点で、必要な情報収集に努めます。	都市計画課

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	意見の対象	ページ		対応区分	検討結果（対応策）	所管
					素案	案			
157	団体	電子	南部地区はほとんどが住宅でかつ住民の高齢化が進んでいるが、それに見合う都市計画がほとんどない。例えば区立九中廃校後は、高齢者施設や大型公園の設置など、ダイナミックな都市計画が求められる。	その他			3	まちづくりにおける各地区内での具体的な計画や施策については、まちづくりの基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、地域における合意形成の進捗状況や街の変化などを適切に捉えて、適宜、柔軟に推進していきます。 統合後の跡地や跡施設については、周辺の小中学校の施設更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討していきます。	都市計画課 学校施設計画課